

第百七十七回国会
衆議院

厚生労働委員会 議 録 第二十六号

平成二十三年八月二十三日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 牧 義夫君

理事 郡 和子君

理事 藤田 一枝君

理事 渡辺 周君

理事 田村 憲久君

理事 石毛 鏡子君

磯谷香代子君

大西 健介君

金子 健一君

桑原 功君

齊藤 進君

竹田 光明君

中屋 大介君

仁木 博文君

樋口 俊一君

福田衣里子君

宮崎 岳志君

山崎 摩耶君

あべ 俊子君

菅原 一秀君

谷畑 孝君

西村 康稔君

松本 純君

高橋千鶴子君

柿澤 未途君

中根 康浩君

柚木 道義君

加藤 勝信君

古屋 範子君

石森 久嗣君

稲富 修二君

岡本 充功君

工藤 仁美君

小宮山洋子君

田中美絵子君

玉木 朝子君

長尾 敬君

初鹿 明博君

平山 泰朗君

三宅 雪子君

山口 和之君

吉田 統彦君

鴨下 一郎君

棚橋 泰文君

長勢 甚遠君

松浪 健太君

坂口 力君

阿部 知子君

厚生労働大臣政務官 岡本 充功君
厚生労働大臣政務官 小林 正夫君
政府参考人 高井 康行君
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)
厚生労働委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動

八月二十三日

辞任

青木 愛君

工藤 仁美君

竹田 光明君

玉木 朝子君

江田 憲司君

同日

辞任

磯谷香代子君

金子 健一君

桑原 功君

中屋 大介君

柿澤 未途君

補欠選任

金子 健一君

中屋 大介君

桑原 功君

磯谷香代子君

柿澤 未途君

補欠選任

玉木 朝子君

青木 愛君

竹田 光明君

工藤 仁美君

江田 憲司君

八月二十二日

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(内閣提出第九〇号)
同月九日

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(川村秀三郎君紹介)(第二一八三号)

同(後藤田正純君紹介)(第二一八四号)

同(高木美智代君紹介)(第二一八五号)

同(太田和美君紹介)(第二一九二号)

同(初鹿明博君紹介)(第二一九三号)

同(保利耕輔君紹介)(第二一九四号)

同(江藤拓君紹介)(第二二〇四号)

同(竹田光明君紹介)(第二二〇五号)

同(今井雅人君紹介)(第二二一八号)

同(古川禎久君紹介)(第二二一九号)

同(向山好一君紹介)(第二二二〇号)

同(加藤紘一君紹介)(第二二四三号)

同(今津寛君紹介)(第二二四八号)

同(若泉征三君紹介)(第二二六二二号)
同(阿部知子君紹介)(第二二六六号)
同(竹内譲君紹介)(第二二六七号)
最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善を求めることに係る請願(赤嶺政賢君紹介)(第二一八八号)
同(穀田恵二君紹介)(第二二八九号)
同(志位和夫君紹介)(第二二九〇号)
塩原視力障害センターと伊東重度障害者センターの存続に関する請願(佐藤ゆうこ君紹介)(第二二九二号)
後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療を求めることに係る請願(高橋千鶴子君紹介)(第二二〇〇号)
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現を求めることに係る請願(赤嶺政賢君紹介)(第二二〇二号)
最低賃金千円の実現に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二二〇二号)
同(吉泉秀男君紹介)(第二二八五号)
安心・信頼の年金制度と国の直接運営を求めることに係る請願(高橋千鶴子君紹介)(第二二〇三号)
保育、子育てにかかわる費用の大幅な軽減を求めることに係る請願(赤嶺政賢君紹介)(第二二二七号)
社会保障を充実させ、国民の暮らしを守ることに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第二二三九号)

同(志位和夫君紹介)(第二二四〇号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二二四二号)
パーキンソン病患者・家族の治療療養生活の質的向上の総合対策に関する請願(田村憲久君紹介)(第二二四二二号)
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに係る請願(竹内譲君紹介)(第二二六四号)
社会保障としての国保制度の確立を求めることに係る請願(阿部知子君紹介)(第二二六五号)
同月二十二日
カネミ油症被害者の恒久救済に関する請願(阿部知子君紹介)(第二三〇〇号)
同(坂口力君紹介)(第二三〇二号)
同(遠山清彦君紹介)(第二三〇三号)
同(福田衣里子君紹介)(第二三〇三三号)
同(河村建夫君紹介)(第二三一一号)
同(谷川弥一君紹介)(第二三一一一號)
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに係る請願(玉木朝子君紹介)(第二三〇四号)
同(玉木朝子君紹介)(第二四七〇号)
最低賃金千円の実現に関する請願(吉井英勝君紹介)(第二三〇九号)
同(石川知裕君紹介)(第二三三四四号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二三三七六号)
同(笠井亮君紹介)(第二三三七七号)
同(穀田恵二君紹介)(第二三七八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七八九号)
同(志位和夫君紹介)(第二三八〇号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二三八一〇号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二三八二二号)
同(宮本岳志君紹介)(第二三八三三三号)
H T L V ー I 総合対策に関する請願(川内博史君紹介)(第二三三〇号)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十六号

平成二十三年八月二十三日

子ども手当の存続を求めることに関する請願
(赤嶺政賢君紹介)(第二三二二号)
同(笠井亮君紹介)(第二三二二二号)
同(穀田恵二君紹介)(第二三二三二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三二四号)
同(志位和夫君紹介)(第二三二五号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二三二六号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二三二七号)
同(宮本岳志君紹介)(第二三二八号)
同(吉井英勝君紹介)(第二三二九号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(川内博史君紹介)(第二三三〇号)
同(山田良司君紹介)(第二三四五号)
同(横光克彦君紹介)(第二四七一号)
安全で行き届いた医療・介護を実現することに関する請願(志位和夫君紹介)(第二三四三三三号)
後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第二三六五号)
後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二三六六号)
最低保障年金制度の実現と緊急の年金改善を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二三六七号)
同(笠井亮君紹介)(第二三六八号)
同(穀田恵二君紹介)(第二三六九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七〇号)
同(志位和夫君紹介)(第二三七一号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二三七二二号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二三七三三三号)
同(宮本岳志君紹介)(第二三七四四号)
同(吉井英勝君紹介)(第二三七五五号)
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を目指すことに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二三九七号)
ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者への肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの予防接種法位置づけに関する請願(吉泉秀男

君紹介)(第二四一四号)
肝硬変・肝がん患者等の療養支援などを求めることに関する請願(赤松正雄君紹介)(第二四四四号)
同(重野安正君紹介)(第二四六五五号)
同(玉木朝子君紹介)(第二四六六六号)
同(福田衣里子君紹介)(第二四六七七号)
同(松本純君紹介)(第二四六八八号)
同(柚木道義君紹介)(第二四六九九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(内閣提出第九〇号)

○牧委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。細川厚生労働大臣。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○細川国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
子育てに係る経済的支援については、昭和四十七年の児童手当制度の発足以来、これまで順次拡充が行われてきたところでありますが、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当の支給は、平成二十三年九月分限りとなっております。

このため、現下の子供及び子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成二十四年度からの恒久的な子供のための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、子供を養育している方に対し、平成二十三年十月分から平成二十四年三月分までの子ども手当を支給することとし、この法律案を提出した次第であります。
以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、子ども手当の支給についてであります。
中学校修了前の子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母、未成年後見人またはこれら父母等が指定する者等に支給することとしております。
また、父母等が別居し、生計を同じくしない場合には、子供と同居している者に支給することとしております。

さらに、子供が児童福祉施設等に入所している場合には、その設置者等に支給することとしております。
なお、子供については、国内居住要件を設けることとしております。

子ども手当の額は、一月につき、三歳未満の子供については一万五千元、三歳以上小学校修了前の第一子及び第二子の子供については一万円、三歳以上小学校修了前の第三子以降の子供については一万五千元、小学校修了後中学校修了前の子供については一万円としております。
第二に、子ども手当の費用についてであります。

子ども手当の支給に関する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、全額を国が負担することとしております。
なお、公務員に係る費用については、全額所属庁が負担することとしております。
第三に、交付金の交付についてであります。

子ども手当の支給と相まって、子供及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村または都道府県に対し、交付金を交付することとしております。
第四に、受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等についてであります。

まず、受給資格者の申し出により、子ども手当を、受給資格者が支払うべき学校給食費等の支払いに充てることができることとしております。
また、受給資格者が保育料を支払うべき者である場合には、市町村長が子ども手当の支払いをする際に保育料を徴収することができることとしております。

このほか、差し押さえ禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めることとしております。
なお、平成二十四年度以降の恒久的な子供のための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等をもとに、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずることとしております。その際、全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、その措置について理解を得るよう努めることとしております。

また、この法制上の措置を講ずるに当たっては、給付を受けようとする者の所得の額が一定の基準を超える場合に給付を制限する措置について、その基準について検討を加えた上で、平成二十四年六月分以降の給付から適用することとし、あわせてその制限を受ける者に対する税制上または財政上の措置について検討を加え、所要の措置を講ずることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十三年十月一日とし、所要の経過措置等を講ずることとしております。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○牧委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○牧委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省雇用均等・児童家庭局長高井康行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○牧委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○牧委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田村憲久君。

○田村(憲)委員 おはようございます。自民党の田村でございます。

きょうは、二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、この審議でございますが、玄葉大臣にお越しをいただきました。初めての厚生労働委員会だと思えますけれども、ようこそお越しをいただきました。ありがとうございます。

といいますのは、なぜお越しをいただいたか。この法律案は、三党合意ということで、自民、公明、民主、そちらからいえば、民主、自民、公明かもわかりませんが、この三党で合意をした上でその骨格といいますか基本的なものができてきておるという意味では、我々もこの法案を全く否定するつもりでもありませんし、こういうような形の中で、何とか国民の皆様方に迷惑がかけられない形で、子供に対する手当というのでありましようか、そういうものが途切れることなく支給ができるということ、これは非常に大きな意味があるということ、これは非常なことであります。

ただ、問題は、この合意文書なるものがありまして、当然、その中には玄葉大臣が党の政調会長として名前をお書きいただいておりますもの、でございますので、民主党さんは、政府それから党、これを政策的に一致するという意味で、玄葉さんが大臣という形で閣内にも入っておられるということでありまして、どちらが表でどちらが裏

かわからないんですけれども、同一人物でありますから、そういう意味では党内のいろいろな問題も約束のもとにおいて動かされておるのであると我々は信じて、この三党合意というものを、これにのっとってこの法律の審議をし、賛成をしていきたいと思っておったんです。

ただ、急に民主党さんからピラが出てまいりました。それがこの「子ども手当」存続します。、こういうピラです。これを見たときに、我々はびつくりしちゃったんです。あれつ、たしか来年の四月からは児童手当を基本に法律をつくるというんですか改正する、こういう話であつたはずなのに、「子ども手当」存続します。なんというものが急にでてきちゃった。これで、一体どうなっているんだらうと、我が党もてんやわんやでございます。

正直言つて、信頼関係があるから三党合意というものはなされるわけでありまして、それが急にこのような形で、しかも、「子ども手当」は続くのかどうか?このQ、クエスチョンに対して、アンサーが、「はい、そうです。三党合意により恒久的な制度になりました。なんて出てまいりますと、我々が三党合意した内容と違うじゃないかという話になるわけでございます。これはぜひとも玄葉大臣にお越しをいただいて、どういうことであつたのかという話をお聞かせいただかなきゃならない、こういうことで、実はきょうはお越しをいただいたわけでありまして。

それで、裏面を見ますとさらにひどいんですよ。裏面は、何と、「二〇〇〇年から民主党が「チルドレンファースト」を主張。旧政権下でもこれは自公政権で、すなわち、「時代の要請を取り入れ政権交代前には約一兆円まで増額されました。」と。何か、民主党がチルドレンファーストと言つて、その結果、時代の要請、世論が喚起されて、そして我々の政権時代にも一兆円までふやした、こういうようなイメージを与える文言が書いてあるんですよ。

ところが、この児童手当法の改正、実は、四度

にわたつて民主党さんは反対されているんですよ。つまり、増額のところでは反対をしてくて、書くところでは何か我々の主張が取り入れられて一兆円まで増額されたんだというような、本当に言つておられることとやっていると違ふんじゃないか、右手で握手を求めて左手でぶん殴ろうとしているんじゃないか。これは信頼関係が壊れちゃうんですよ。

玄葉大臣、こういうような、あなた方が出したピラですよ、三十五万枚。これを見てどう御感想をお持ちになられますか。

○玄葉国務大臣 田村委員がおっしゃつていただきましたけれども、子ども手当は三党で合意したものでございます。

これに至るまでは、きょう御出席の坂口先生、そして鴨下先生、我が党は城島政調会長代理が精力的に、まさに先ほど田村委員がおっしゃつていただいたように、子供に関する政策をいつまでも、いわば政争の具のような扱いに国民から見られるようなまねをしてはいけないということ、それそれぞれがある意味妥協するような形で今回の合意がなされた。最後の詰めは、おっしゃるとおり、私が入つて、三党の政調会長で行つたものでございます。

そして、そのピラにつきましては、本当のことを言えば、私は全くわからなかつたです。ただ、わからないでは済みませんので、それは党として出したものでありますから、私にも責任があるというふうに思います。

「子ども手当」存続します。というこのフレーズ自体は、やはり、一言で言えば不適切だったというふうには私も思います。つまりは、子供に対する手当が存続します、先ほど田村委員がおっしゃつていただいたように、子供に対する手当なら十二分にわかるんですけれども、子ども手当とはつきり言つてしまつと、やはりこれは行き過ぎだなどというふうに言わざるを得ないということ、岡田幹事長がいわゆる会見でお話をされ、実際にそれについて訂正を行うということではない

かと思ひます。

そして、恐らく広報委員会の方々が考えになつたのは、これは私自身も実は感じましたが、どうしても報道が、昔の児童手当にそのまま戻つちやうんじゃないかというふうになり、どうしても誤解を与えてしまふような見出しが多かつたので、恐らくそのことを強く意識し過ぎてそういう表現を使われたのかなというふうに思つております。

○田村(憲)委員 今、なぜこのようなピラが出てきたかという経緯も若干お触れになられたというふうに思ひますが、「子どもに対する手当」という書き方が三党合意の書き方でありました。でも、これはどう考えても子ども手当という言葉意識されて、御党の広報の方々が、多分、マニフェストを撤回したのか、何なんだ、子ども手当は民主党の看板板じゃないか、こういうような責めを受けて、誘惑に駆られてこう書かれたんだろ。など私は推測をさせていただくんです。でも、それだと本当に三党の信頼関係が壊れちゃうんですよ。

ですから、今、玄葉大臣、申しわけなかつたとは言わなかつたような気がするんですけども、訂正をする岡田幹事長がおっしゃつたというふうな言われましかつたけれども、私は、一言、こういうものが自分の目にとまらずとも出たということに對しては、おわびとまでは言いませんけれども、遺憾であるというふうなことをやはりおっしゃつていただきたいというふうに思ひますが、いかがでありますか。

○玄葉国務大臣 不適切な表現が使われたということは遺憾だというふうには思ひます。

ただ、同時に、先ほど、かつて児童手当に民主党は反対してはいたのではないか、こういうお話がございました。当時は、実は私も直接は存じ上げないんですけども、自公の努力は理解しつつ、恐らく、私の推測ですけれども、額が十分じゃないなというふうな思いもあつたのではないかと私は思ひます。

今回、自民党さん、そして公明党さんの協力を

得て、昔の児童手当に戻さずに、しかし、おっしゃる通りに、児童手当法を活用して、いわば、中学生あるいは第三子以降、ある意味、法形式上は児童手当でありまされども、新しい子ども手当に対する制度をつくり上げたということは、自民党さん、公明党さんも含めて、もう少し子供に対する光というものを当てていこうという認識はだんだん一致してきたんだろうというふうに考えております。

○田村(憲)委員 今の言葉は、先ほどあなたがおっしゃっておられたことと違う。なぜか。新しい子ども手当制度をつくったとおっしゃられた。子供に対する手当と言っておられたのに、急に子ども手当と今おっしゃられた。それは訂正するんですか。どうですか。

○玄葉国務大臣 そこは、子供に対する手当というふうに訂正したいと思います。

○田村(憲)委員 つまり、今の話を聞いてみると、子ども手当というのはこの三月で終わる。今出てきたものは特別措置法ですね。だから、これは子ども手当なんだろうと思います。名前が子ども手当と書いてありますから。しかし、子ども手当は三月で終わる、廃止される。四月からは児童手当。この児童手当法を基礎に置いて法律を改正するわけだから、児童手当法の改正なんですよ。だから、四月からは児童手当でいい、名前はですよ、そういうことでもいいんですね。

○玄葉国務大臣 これは田村委員も実は御存じでおっしゃったんだろうというふうに思いますけれども、四月からの名称につきましては、三党の政調会長の間で、別途、名称については検討するというところで合意を内々しております。

○田村(憲)委員 私、きのう、うちの政調会長、石破さんに確認したんです。そういうことをおっしゃられるので、本当にその名称に関しては検討をこれからするんですかと聞いたら、そんなことは一言も言っていない、こうおっしゃられていましたよ、きのうの夜の十一時ごろに。名称をこれからどうするかという話は一切していない

と。あなた方は、口頭でやったとおっしゃられています。しかし、うちの石破政調会長は、やっていないとはつきりとおっしゃられていました。つまり、それはあなた方は口頭でやったとおっしゃられるのかもわからない。しかし、うちの政調会長がそうじゃないと言っている限りは、やはり文書になって残っていないということは、こういうことになるんですよ。だから、そこが詰まっていな

いというところは、やはりそういうような議論はなかったであろうと我々は思いますよ。児童手当法の改正をするんですから、まさか児童手当が子ども手当と、法律の中で書きかえるんですか。児童手当法の改正だけれども、中身は子ども手当というなんて、そんな詭弁を言われては困る話で、これはやはり児童手当に戻るんです。

私は、名前のことをどうやこうや言っているんじゃないんですよ。児童手当と子ども手当、これは基本的にやはり目的、趣旨、それから理念というものが違うから我々はここにこだわっているであって、そういう意味からすれば、児童手当法になるんですからね、そう書いてあるんですから、その目的は児童手当の目的ということではないんですよ。玄葉大臣、ここをしつかりお答えください。法律にそう書いてあるんですよ。児童手当法をもとに書いてあるんですよ。ということ

は、目的まで変える必要はないわけですよ。目的が変わっちゃったらかしくなっちゃいますよね、新しく法律をつくればいいんだから。ここをばっちりお答えいただかないと、ここが一番肝ですよ。我々が三党合意というものをこの特別措置法をつくる、これにおいて、この部分があったから我々は三党合意に乗ったわけでありまして、ここが壊されたのではもともとが成り立たなくなるわけでありまして、その点はどうでありましよう。厚生労働大臣でも結構であります。

○小宮山副大臣 三党合意の中には、「児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。」とだけ書いてありまして、どこを検討するということは、三党の間でいろいろ話し合いがあったと思いますけれども、次また二十四年度の制度にする中で、また三党で真摯な御議論をいただけるものと思っております。

○田村(憲)委員 ということは、目的まで変えちゃうということですか、副大臣。これは児童手当法、要するにこれを基本に置いて所要の改正をするわけでしょう。その児童手当法の目的を変えちゃったなら、もともと児童手当じゃなくなっちゃうわけですよ。

法律の目的というのはそんな簡単な話じゃなくて、その法律の根幹でありますから。その中のいろいろな支給の形態、金額等々を変えるというのは、もちろんそれはあるでしょう。我々も今まで改正してきたんですよ。支給金額を上げてきたんですよ。そういうところが変わるというのはいいですよ。目的が変わるなんて話になっちゃったなら、そもそもこれは児童手当法の改正じゃなくなっちゃうので。副大臣、そこはどうなんですか。

○小宮山副大臣 二十四年度以降の制度につきまして、今回の三党合意では、子供の年齢や出生順位に応じて手当額に差が設けられるとともに、所得制限が導入されるなど、従来の子ども手当と異なる点があります。ただ、一方で、手当額が大幅に増大して支給対象も中学生まで拡大する、また、所得制限世帯への税制上、財政上の措置を講じるなど、従来の児童手当と異なる点もござい

ます。このため、来年度以降の制度の目的、理念については、今後の検討事項とされた点を含めた制度の全体像を整理する際に検討していくということも自然なのではないかと考えています。来年度以降の制度については、目的規定も含めて、各党の意見も十分に伺いながら検討をしていきたい、そのように考えています。

○田村(憲)委員 大臣でも副大臣でも結構なんですよけれども、何か今の話だと目的まで変えちゃう

と。目的まで変えちゃったなら、もう新しい法律をつくった方がいいじゃないですか。児童手当法の改正を行うのに、目的を変えちゃったなら、もう法律としての根幹の基礎の部分がなくなっちゃうというところでありまして、まさかそんなことを我々は念頭に置いて三党合意をしたわけじゃないので、三党合意がほになっちゃいますよ、そんなお答えをされると。もう一回お聞きをします。明確に答えてください。

○小宮山副大臣 今、児童手当法の目的は、「この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。」とされております。二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の目的は、「この法律は、次代の社会を担う子どもへの健全な育ちを支援するために」というふうになっておりまして、児童手当の方は家計を支援する、それから子供の健全な育成、それで子ども手当の方は子供の健全な育ちということ、オーバラップをして重なっておりますので、言っていることはそんなに違わないというふうに思っております。

○田村(憲)委員 では、子ども手当と児童手当の違いはどこにあったんですか、その目的、理念のところ。

もともと、きょうの資料にもおつけしていますけれども、あなた方が二〇〇七年十二月二十六日に提出していますか、ホームページにアップをされた「現行の児童手当と民主党の子ども手当の比較」という表がありますね。資料がついていてあると思います。この「目的」のところに書いてあること、現行の児童手当はおっしゃられたとおりであります。民主党の方は、「次代の社会を担う子どもの成長及び発達」、そしてその間に何と書いてあるかと思うと、「現行法では、いくつもの目的が混在しており、何のための法律かわかりません。」と。あなた方が児童手当の目的が何のための

法律かわからないとまで書いてあるんですよ。

これは一緒だということ、あなたの方の子ども手当の趣旨、目的も何のためかわからないということ、みずからそういうふうに思われておられるということではないんですか。

○小宮山副大臣 私どもが子ども手当をつくったときには、子供のための手当ということで考えておりました。ただ、今回三党で、各党が本当にいろいろ状況の中で真摯にぎりぎりの議論をされた結果、恒久法である児童手当法に乗せる形で子供に対する手当をということでございましたので、そこは、この目的規定というもののの中に、これまで自公政権でやってこられた家計を支援するということも当然入ることだと思いますが、そのところについては三党合意の中では詰めた議論はなかったと聞いておりますので、そうしたことも踏まえて、当然今までの皆様の合意に基づいてそこは考えていくということで、そんなに大きな問題が生じることはないと思っております。

○田村(憲)委員 それなら、もともと児童手当と子ども手当をこんなにわざわざ違えますとあなた方は書く必要なかったんですよ。その当時は野党だから、違うところを出さないとそれは選挙を戦えないということがあったのかもわかりませんが、こういう無責任な対応をされると、後で困らなさいいけないという話になってくる。

それで、明確にやはり違う、変わったところというの、あなた方はもともと子ども手当という法律といえますか制度の中の理念として、社会で子供を育てるんだという考え方があって、そして、そこには、所得に関係なく子供一人一人に着目して、親がどれだけ所得があろうが関係ないんだ、子供としては一人一人社会の一員であるから、親の所得と関係なしに全員に子ども手当を支給するんだ、こういうようなところがあつたわけですね。だから、この表にも、「所得制限をなくし、すべての子どもに支給」する、こう書いてあるんです。ところが、あなた方が考えておられた子ども

手当の最も肝な部分ですよ。

それが、所得制限がつく、これは四月からですよ、そういうことが今回の三党合意の中に盛り込まれた。この時点で、我々は、やはり児童手当の理念というものに変ったのであろうな、あなた方もそこは理解しながら、妥協もあつたんでしょ、三党合意の中でそういう精神を盛り込んだのだらうなというふうに思うから、我々は三党合意にオーケーと言ったわけですよ。そういうことではないんですよ。

○小宮山副大臣 民主党としては、すべての子供を社会が支援するということが基本的な理念です。その理念自体は、今回、新しい子供に対する手当の中でも維持ができる部分があるというふうには思っています。

ただ、所得制限をつけたことというのは、おっしゃる通りに、三党でぎりぎりの調整をされ、また大震災への財源が必要ということもありまして、苦渋の決断をしたということで、そこが変ったということはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、その点について、控除から手当ということで控除を外している関係から、子供を育てている家庭だけに増税になるということは何としても避けたいということ、これは三党合意の中でも、税制上、財政上の措置をそうした所得制限のかかった家庭にも加える、そのことは次の二十四年度の制度に向けて検討していくというふうにありますので、そういう意味では、基本的に全体的子供を支えるという理念はキープをされている、そのように思っております。

○田村(憲)委員 今、控除から手当だという話がありましたが、三党合意に書いてあるのは、要するに、所得制限がかかった方々、こういう方々に対して「税制上、財政上の措置を検討し、平成二十四年度から所要の措置を講じる」と書いてあるんですよ。

税制上の措置とは何かというと、この中には所得控除も入れば税額控除も入るんですよ。という

ことは、控除もこの中に書いてあるんですよ。

今、副大臣は控除から手当みたいなことを言われたけれども、この中に控除も入っているじゃないですか。それから、財政上の措置というのは金額を給付するだけじゃないんですよ。幅広く考えれば、所得制限がかかる方々には例えば保育料を軽減するだとかというの、財政上の措置でしょう。

いろいろなことが想定されるわけですよ。ですから、あなた方は都合のいいようにそうやっておっしゃられて、そういう宣伝をされるけれども、三党合意というものはそう決めたわけでも何でもありません。

ましてや、一言申し上げれば、この三党合意の中には扶養控除のあり方についても入っているんですよ。『平成二十四年度税制改正までに総合的に検討する。』と書いてある、今回、法律には書いていないですけれども、法律に書いてあるのは、あくまでも、先ほど言った、税制上、財政上の措置を検討し、二十四年度から所要の措置を講ずるものとするしか書いてありません。しかし一方で、三党合意には、扶養控除、年少扶養控除のあり方について、二十四年度税制改正までに検討すると書いてあるんですよ。

だから、あなた方が手前勝手にいろいろなことをおっしゃっていますけれども、決してそれが三党合意でなされたわけではないんですよ。そういう発言をされると、我々は、この三党合意って何だったんだらう、本当にこのままこの法律、賛成していいんだらうか、そういう気持ちになりますので、我々の納得のいく答弁をしてください。そうじゃないと、この法律、大変なことになりますよ。

○小宮山副大臣 おっしゃる通りに、三党合意の中で、所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方についても総合的に検討するというのは事実でございます。

私は今、民主党として考えてきた子ども手当の考え方の理念の部分と、それから実際にこれから検討されていくべきものと、ちよつと整理をしながら

いで申し上げたのは申しわけないと思っておりますけれども、私どもは、控除から手当で、高額所得者よりも低所得者の方に実質的に厚くなる手当の方がいいと考えてきましたが、今回、皆様の、繰り返し申し上げるように、三党で合意をされた結果が、こういう形で、税制上、財政上の措置を所得制限世帯にすることや、所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、二十四年度税制改正までに総合的に検討するとなつていので、それは当然、皆様方、御検討いただいて、それに基づいた制度にするものと考えています。

○田村(憲)委員 何か、本当に賛成していいのか、非常に我々には不安になつてまいりました。少なくとも、児童手当の目的、目的の中に理念も入っています、これがなくなることがないというところをここで言明いただかないと、私は、今ここの法律の議論をするわけにはいかなくなつてくる。党に戻つて、もう一度党の決定をお聞きしなさいいけなくなつてくる。児童手当のこの目的、理念というものは、四月から改正される中にあってちゃんと含まれるということではないんです。大臣、答えてください。

○細川国務大臣 来年度以降の子供に対する手当については、どういうふうにやっていくかということについては、これは、三党合意の中ではこういうふうな規定になつています。児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講じる、こういう規定でいくというのが今のこの特別措置法の内容になつていっているわけですね。

したがって、この児童手当法に所要の改正を行うことを基本としてということ、これは、現在の児童手当法の目的規定も踏まえて、そして子ども手当のよい点も生かして、そして、御党を初め各党の意見も伺いながら検討をしていく、こういうことであります。

○田村(憲)委員 微妙な答弁でございましたが、目的が残るということで、ちゃんと今お答えいただいたような気はします。そこは、もし目的が変わるような前提だとすれば、我々はこの法律に對

して、特別措置法に対して賛成ができない。しかし、今大臣がそうやってお答えされたので、微妙な言い回しであったような気はしますが、目的が残るというふうに確認をさせていただきます。それでいいですね、大臣。

○細川国務大臣 先ほども申し上げましたように、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講じる、これが三党合意の文章でございます。そこで、そうしますと、現在の児童手当法の目的規定も踏まえつつ、子ども手当のよい点も生かして、そして、御党初め各党の御意見も聞きながら今度の法律をつくっていく、こういうことであります。

○田村(憲)委員 理念が残るということを確認いたしました。

さて、こうやって、民主党の金看板であった子ども手当という制度が恒久法にならずに結果的にはなくなるということが、この特別措置法をつくるに当たって決まったわけであります。

さあ、なぜ、二万六千円、すべての子供たちに配るということができなくなったのか。

まず、二万六千円、すべての子供たちに子ども手当を配るということは、これは断念をしたというふうに確認させていただいていいですね。これは細川大臣でも玄葉大臣でも結構でございますけれども、しっかりと国民に、うそをつかずにお答えください。

○玄葉国務大臣 これまでも、予算委員会などで、いわば財源の問題、あるいはねじれの問題、あるいは経済の低迷による税収の問題等々で、参議院選挙の際に、まず一万三千円を支給するんだ、そして、現金、現物サービスのバランスをよく考えていくんだということを既に申し上げているというふうに私自身は認識をしているところであります。

二万六千円につきましては、現時点におきまして、いつまでにそれを実現するということを言えるという段階では残念ながらというふうに考えております。

○田村(憲)委員 ですから、断念したということではないんですね。断念したとはつきりとお答えをいただければ。また配りますという話にはならないでしょう。

○玄葉国務大臣 そこは、今マニフェストの検証をしている最中でございますので、最終的にどういう表現にするか。

ただ、現時点で、残念ながら、二万六千円というのはいま既に難しいというところは申し上げないといけないというふうに思っています。

○田村(憲)委員 今、理由はねじれだとか景気が悪くて税収が下がったとか、いろいろなかことをおっしゃいましたが、まず、景気が悪くなったのはあなた方が政権をとる前からございまして、そういう意味では、あなた方が政権をとるときには大体税収の落ち込みというのは予想されたはずであります。

それから、ねじれ。これは、あなた方が政権をとったときはねじれはなかったんですよ。ねじれていなかったんです。衆議院も参議院も、今の与党が過半数を握っていたんですよ。あなた方が政権をとって政策を運営する中で参議院でねじれが起こったんですから、こんなものは、ねじれを原因にする、そういうような話じゃないんです。

そして何よりも、もう言い尽くされた言葉でありますけれども、無駄を排除してこの民主党のマニフェストを実現するんだ。特別会計、本会計合わせれば二百七兆、今は二百数十兆円ですかね、これの一分は削減できる。少なくとも十六・八兆円は捻出できる。だから五兆四千億円、子ども手当満額、これは全額国庫負担。今違いますよね、子ども手当、あなた方がやってきたのは全額国庫負担になつていない。これさえも実は実現できていなかったんです。地方からかなりあなた方は攻撃されたというふうに思いますよ。

つまり、全くうその上に、この子ども手当というものの実現に向かってあなた方はやるやると言ってきたわけですよ。そこが壊れたということをはつきりと国民の皆様方に言わないと。

きょうは、玄葉大臣は震災を言いわけにされませんでした。その点は評価しますよ。よく、震災があつたからなんて言われる方がおられる。とんでもない。震災とこれとは全く違う話です。ここをしつかりと踏まえていただいて、あなた方が言ってきた絵そらごとである子ども手当というものは瓦解したんだということをばつきりとお認めください。

○玄葉国務大臣 これは、田村委員も重々御存じでおっしゃっているんだというふうに思います。ですから、先ほど申し上げたように、もう参議院選挙の時点で、なかなか二万六千円というのは難しいので、一万三千円というのを書いたわけでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、これは実は、自民党さんも公明党さんも理解していただいているように、やはり子供に対してできるだけ手厚くサポートしていこう、そういう思いは共通だというふうに思いますし、その意味で、民主党政権になってその点は少なくとも拡充されてきている、手厚くなつてきている、そのことはお認めをいただきたい。

ただ、同時に、その具体的な数値目標を達成できていないということは認めざるを得ないというふうに思います。(発言する者あり)

○田村(憲)委員 手厚くなつていないじゃないかという話がございました。それは、子供のための控除、所得控除と合わせればどうなんだという、大して変わらないじゃないかという話になるんだらうと思いますよ。

私、冒頭から、子ども手当と言われる、要するに、民主党がピラミッド配つて子ども手当だと言われる。こういうようなことが何で起こったのかなと思います。玄葉大臣は、私はそんなの見えていなかった、そんなことは言っていないと言われましたけれども、あなたが配られた、多分そうだと思いますが、民主党のこの内部資料があるんです。この中に、あなたが、「法律としては恒久法である「児童手当」の改正で対応しつつ中身は「子

ども手当」としていくこと、と書いているんですよ。

あなたがばつきり言っているんですよ、子ども手当だと。だからああいうようなピラミッドができたんだと私は思います。そして、広報、機関紙、宣伝する必要もないんですが、こういうあなたの方の機関紙がありますよね、これにまでしつかりと、子ども手当、続きますと書いてあるんですよ。

そういう意味では、これはやはりあなたが関与しているんですよ、この資料を見ると。それに対してあなたはこういうふうな認識をお持ちなんですか。

○玄葉国務大臣 そこは、先ほども申し上げましたが、子供に対する手当と言うべきだったというふうに考えております。

○田村(憲)委員 そういった甘い認識で三党合意というものに臨んでいただくと、我々がこんな質疑をする必要もなかったんです。党内がごたごた、うちももめる必要もなかったんですよ。ほら、だまされた、こういう話に我々の党内もなっているんですよ。ちゃんと認識をいただいて、これから、片方では大連立なんということを言われている方もおられるようでありますけれども、こんなことで信頼がないようじゃ、そんな話をされたつて、こつちにしてみれば、一体何なんだという話になりますからね。

今回、子ども手当から特別措置法という形で総事業費が減額になりますよね。これに合わせて国費も削減をされる。一千二百億円ぐらい国費の負担部分が減ります、残りの半年間の部分において。

問題なのは、三党合意、これはこれでやっているんですよ、特別公債法の合意というもので。そのこの二番目の項に、「上記歳出の見直しと併せ、子ども手当等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年度補正予算において減額措置すること、特別公債を発行可能とするための法案の附則に明記する。」こう書いてあるんです。これを見ると、減額補正をやるんだらうと。

○五十嵐副大臣 復興債を発行してその財源を明らかにする、これは将来の増税等で賄うわけでございますからということでありますが、それだけではなくて、約三兆円分、今、城島政調会長代理

常に混迷をきわめた感を抱きました。

まず冒頭、厚労大臣にお尋ねをします。

大臣にとって、三党合意とは何だというふうに考えておられますか。あわせて、政府と与党の考

ますが、与党の考え方が主であつて、政府はそれを受けて行政を具現化していくということなのか。つまり、行政の考え方も、政府の考え方も、党の考え方もすべて一致しているというような認識を基本的にお持ちかどうか。つまり、党はこう言つた、でも政府はこうだ、役所はこうだ、大臣はこうだ、副大臣はこうだ、こんなようなやりとりがここ半年間、見てとれるものですか、このの点、ちよつと改めて確認をしておきたいと思いま

措置法の中に、来年度からの子供に対する手当についても規定をするように、こういうことを附則でしっかりと定めさせていただきます。

私といたしましては、三党合意というものは当然遵守していくべきでありますし、今回の法案を成立させていただきましたならば、今回の特措法に規定をしておりますように、平成二十四年度以降の子供に対する手当についても、その内容とおりにしっかりとそれは法律をつくって対応していく、こういうことになると思います。

○菅原委員 今、細川厚生労働大臣から明言をいただきました。

懸念されるのは、小沢元代表が、例えば新たな総理が誕生したときに、あれは前政権の言ったことだからと言って撤回をして、オールクリアにして、ゼロからまたということも十二分に考えられる。したがって、だからこそ、今、大臣の答弁は非常に重いと私は思っておりますので、全国民の前でそうおっしゃったわけですから、これは民主党としてもきちつと党の根幹として据えていただきたい、こう思います。

先ほどお話があったピラについてお尋ねをしたと思います。

八月四日の民主党、自民党、公明党の三党合意によりまして、今回の特別措置法案はそれを法制化するものだというふうに理解をしております。

言ってみれば、我々からすれば、今回の三党合意は、ちょうど二年前の二〇〇九年の政権交代の総選挙、あのときに民主党が掲げた一丁目一番地の子ども手当、これを撤回することになっただけではなくて、いわば、自助自立の考え方、これに真つ向から反対してきた、そして子供の育ちは社会全体であるんだという根本的な考え方、これは誤りであつたということを広く国民に知らせているのと同趣旨である、私はこのようにとらえております。そしてまた、その分、大変、これが今回の三党合意の果実なのかな、こんなふうにも思っているわけであります。

したがって、この三党合意に忠実に基づく法案の趣旨であれば、これは私どもはやくもくに反対するものではない、こう申し上げておきたいと思ひます。

ところが、今回、この三党合意の後に、いざ法案の提出、そしてまたこの審議入り直前にこのようピラが出たわけであります。このピラには、繰り返しになりますが、「誤解しないでください」「子ども手当」存続します。」と大きな見出しを掲げて、子ども手当は「三党合意により恒久的な制度になりました。」こう銘打っているんですね。何

だこれはと驚きましたよ。

これは、どこに恒久的な措置と三党合意に書いていますか。大臣、副大臣、いずれでもお答えください。

○小宮山副大臣 このピラにつきましては、先ほど玄葉大臣からもお答えをいたしましたように、子供に対する手当と書くべきところであつたものを、これまでの子ども手当がそのまま存続するよ

うな印象を与えたことは申しわけないというふう

に思っております。

「恒久的な」というのは、児童手当法というのが恒久法でありますので、それに所要の改正を行うというところで、二十四年度からのものは恒久法になる、そういう意味だというふうに思います。

○菅原委員 やや詭弁を弄されたような気がいたしますが、児童手当を土台にして、そこに基づく子ども手当は恒久的に存続するということですか。もう一度。

○小宮山副大臣 申し上げたのは、この三党合意にある、法制上の措置として児童手当法に所要の改正を行うということで三党合意されておりますので、これは、児童手当法が恒久法ですから、そこに子ども手当と書いたのは誤解を与えて申しわけないと申し上げましたように、二十四年度からは、恒久法である児童手当法に所要の改正を行う新たな子供に対する手当ができるということだと思ひます。

○菅原委員 非常に文章が包括的に、いろいろな意味合いにとれるふうになっています。これはまた後で議論をしたいと思います。

これは報道機関、今配付してある資料に、読売新聞、毎日新聞、御案内のとおり、「子ども手当廃止正式合意」、読売新聞、それから毎日の夕刊には、「子ども手当廃止決定 民主「目玉」はや放棄」、こうなっているんですが、世間、国民はそういうふうにとらえているわけですよ。

これは、この認識で、国民がとつた認識で正しいんですか。正しくないとするならば、この報道機関に厚生労働大臣名で抗議をしましたか。修正

を求めましたか、訂正を求めましたか。

○小宮山副大臣 先ほどからも御答弁申し上げているように、これまで行つてきた子ども手当は事実上廃止です。これまでの、一万三千元行つてきた子ども手当ではなくなるわけですから、三党合意のもとで今回やっているわけなので、そういう意味では、額が変わつたことなどからしても、これまでの子ども手当は事実上廃止だというふう

に思ひます。

ただ、先ほどから申し上げているように、恒久法の児童手当法にそれを改正する形で、これから二十四年度に向けて、さまざまな検討課題について各党でまた御議論をいただけたらというふう

に思ひます。

○菅原委員 今、小宮山副大臣が、正式に廃止というのはいよいよという御認識を示されました。

でも、もつとさかのばれば、二万六千円と言つたのを一万三千元にした時点で、しかもこれを全額国庫負担と言つておつたのが、そうではない、つなぎ的なやり方で財源を見つけてきて施行してきた、この時点でもう子ども手当は事実上、有名無実化しておつたんだ、こう思ふんですね。

このピラについて、岡田幹事長はあのようにうちの石原幹事長にも謝罪をしてきた。公の場でもおつしやつたんですよ。ところが、その舌の根も乾かないうちに、今度はプレス民主という機関紙ですよ、機関紙に全く同様のことが書いてある。これについてはまだ議論されておられませんけれどもね。

こうなると、ピラを出して、それは訂正をすると言つた。しかし、本当に訂正するのか、訂正して回収するのか、金輪際世の中に出不入ないようにするのか、この辺、全く誠意が示されておられません。しかも、今申し上げたように、このプレス民主という機関紙には、恒久的にこの子ども手当を存続する云々という表現がされております。

この点も非常に、何といひましようか、どうか

婚したい、ゴルフもマージャンも酒もたばこやめますと。ところが、結婚の日取りが決まつた途端に、いや、月に一回ぐらいはゴルフいいでしょう、酒もたばこもまあ常識の範囲ならいいでしょうと言つていようなものですよ。それぐら

い非常に悪質なピラ、かつまた機関紙だ。

党の機関紙にこのようなことを載せていいの

かどうか含めて、この点、確認をしたいと思ひ

ます。

○小宮山副大臣 御承知のように、ピラよりもプレス民主、こういう冊子にする方が印刷などに時間がかかることもありまして、今回、後から出てきたということは、先ほどのピラと同じように誤解を与える表現だつたことは申しわけないと思ひ

しております。

このプレス民主につきましても、訂正版を既に発行してございまして、そのページ分を改めて印刷し直し、「与野党協議の結果 子どもに對する手当が継続されます」、そのほか御指摘いただいた点を訂正したものを既に全員のところ

に配付してござい

ます。

大臣、そういう意味では、このビラは明らかに間違ひである、不適切だということではよろしいんですか。

○細川国務大臣 委員御指摘のように、民主党が出したビラの内容について、幹事長が十八日の記者会見でも、今の子ども手当の一万三千円がそのまま続く、これから年度以降も続いている、というふうな受け取られかねない表現がある、というふうな意味で不適切であったというふうな考えております、こういう御説明をされております。

(菅原委員「同じ認識ですか」と呼ぶ)私も全く同じ認識でございます。

○菅原委員 そうしたら、この法案を所管し、また子ども手当を所管する大臣として、このビラの訂正のみならず、撤回、回収ということを党に要請されましたか。

○小宮山副大臣 もう既に、党の方でこのビラについては配らないようにということを指示しております、また、ビラについては、この法案が成立し次第、三党合意に基づいたものを改めてつくるといふふう聞いています。

○菅原委員 ということは、この法案がもし通った場合に、その後に訂正をして、それからビラを配る。

というのは、岡田幹事長が十八日の同じ日に、法案が通ってから配ればよかった、こういう発言をされているんですよ。ということは、その不適切な表現をされているというくだんのビラを、法案が通ってから配ればよかったというふうな記者会見で言っているということは、訂正してから配るといふことなのかどうか。この点、もう一回確認した方がいいですね。

○小宮山副大臣 今申し上げましたように、三党合意に基づく内容のものを改めて配るといふふうな言っておりますので、多分、そのタイミングという意味では、この法案が通るまで皆様に対して不快な思いをさせることが起きてしまったことが残念だという意味でのタイミングの問題だと思います。

○菅原委員 このビラですけれども、配り始めた民主党のある方が言っていましたよ、全然受け取つてくれないんですよ。おまえ、そんなものを配っているんだつたら、被災地に行つて瓦れきを運べと言われる。当たり前ですよ。こんなことをやっている場合じゃないんですよ。

やはり大臣、ここで私は改めて謝罪を言つていただきたい。

これだけいろいろな混乱が生じた。それで、まさに信なくば立たずという言葉があるように、三党合意というのは、先ほど冒頭に大臣がおっしゃったように、非常に大事なもので、重いものであるという認識をお持ちであるとするならば、このようなビラや機関紙が世の中に出た、私たちの政党内でここに書かれている。私たちは何も相談を受けていませんよ。一言、政党名を入れればよ、三党合意という言葉を入れればよと、我々がもしそういう対応をするのであれば、当然、公党として、党の広報部なり広報委員会なりに申し入れますよ。全くそういうマナーもなっていない。こんなことも含めて、この三党合意に背くような結果になっている今、大臣としてこの混乱について謝罪を求めたいと思いますが、いかがですか。

○細川国務大臣 ビラの件あるいはまたプレス民主の件、これらについての表現におきまして大変不適切なところがあつたということにつきまして、これは大変申しわけなかつたというふうな思っております。

大事なことは、三党で本当にいろいろ考え方も違ふところを担当者が大変な努力をされて、ぎりぎりのところで合意をされた。そういう合意を信義を持って守り抜いていくということが、これは公党間のまさに信義、礼儀だといふふうに私は思っております。

そういう意味で、今後、与党、野党の間でいろいろな件で協議がなされて合意ができる。そういう合意ができたときには、それをしっかりと守つていくということ、これをするによつて、公党

間の信義、そしてまた国民の政治に対する信頼も回復をしてくるものだといふふうに私は確信をいたしておりますので、委員が言われるように、合意をしたことはしっかりと守つていくということがまずは大事だといふふうに思っております。

○菅原委員 やはり、細川大臣の誠実な人柄が今の答弁に出ておつたと思います。こちらにも重く受けとめた、こう思っております。

所得制限についてお尋ねをいたします。

三党合意によつて、平成二十四年度からの手当については九百六十万程度、それ以上には所得制限をかけて、その対象世帯には支給されない、というふうなうたつてあるわけでありまして。

この額自体、私自身、個人的にはまだまだ高いと思ひますよ。というのは、これはよくよく内容を調べてみますと、主たる生活維持者などですよ。夫婦合わせて九百六十万を超えた方々ではなくて、例えば、だんなさんが九百六十一万で奥さんが専業主婦。ところが、だんなさんが九百五十九万、奥さんが九百五十九万五千円、合算して二千に近い、そこには出るというパドックスも生じているわけなんです。

私は、やはり所得の再分配機能あるいは福祉という観点からすれば、もつとその辺はめり張りをつけるべきだと個人的には思ひますが、この点の議論は、きょうここではあえていたしません。こういう盲点があるといふことをやはり世の中の人に知らさなければいけない、こう思つています。

従前の児童手当には、もともとこの所得制限があつたわけですね。限られた財源の中で、本当に手当を支給する必要がある世帯、生活に困窮している方にはきちつと手厚く、そしてまた、そういう効果が比較的薄い高額所得者世帯には、手当を、児童手当のときは八百六十万以上はしなかつた、してこなかつた、こういう経緯があるわけですね。これは、我々自民党がかねてから主張してきた、一番、子育てあるいは社会保障に関する原点の一つでもあるんです。

ところが一方、民主党の方は、子ども手当の理

念は、先ほど来お話があるように、小宮山副大臣は、この三党合意の中にはいろいろな概念が包含されるというふうな答弁を繰り返されておりますので、改めて確認しますけれども、子供一人一人の育ちを社会全体で応援するというこの民主党の考え方は、この所得制限を設けることによつて変わるんですか、変わらないんですか。

○小宮山副大臣 大変難しいんですけども、ぎりぎり変わらないといふふうに思ひます。

なぜならば、先ほど申し上げたように、これまで所得制限がかかっている家庭について、児童手当は全く手当がございませんでしたけれども、今回は、税額控除、あるいは財政的な措置、税制上の措置、そういうことをとることによつて、すべての子供に対して何らかのことができればないかと思つております。

それから、先ほど、困っている人たちにそれだけ多くといふのは、それはそういう思いはございします。そういう意味では、控除というのは高額所得の方に多くなりますので、それをもつと、控除の恩恵にあずからない人たちにすると、控除の恩恵から手当の、民主党のそもその考え方でしたので、それは先ほどから御指摘いただいていたように、その控除のあり方について、二十四年度の制度をつくるまでにまた三党でしっかりと議論することだと思つております。

○菅原委員 控除のお話は後でしますけれども、今お話があつたように、ぎりぎり変わらないといふことは、そもそも民主党の子ども手当の理念といふのは、二万六千円をすべての子供のいる世帯に出す、全額国庫負担でやる、所得制限は設けない、こう言つておつたわけですよ。

これが、所得制限が設けられ、しかも支給額が大幅に変わり、半分以下になり、かつまた、今後の議論でありまして、あるいは出ないかもしれない、こういう議論があるとするならば、これはぎりぎりどころか、大きく理念が変わつてしまつて、こう国民には映るんだと思ひますよ。幾

らここである議論をしていても、これはやはり、国民からすれば全然話が違わないか、こう思うんです。

そこで、確認しなくても、そもそもの児童手当法には、子育ては、一人一人の子の育ちは社会全体で応援をするというようなことが含まれていますか。含まれているという認識はありますか、従来の児童手当法に。そういう認識はありますか、ないですか。

○小宮山副大臣 児童手当法の目的そのものには書いていないというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げたように、新しい子供に關する手当については、恒久法である児童手当法にのっとって、それに乗せる形でいろいろなことを検討していく中で、私どもの考え方もできれば民主党として主張をして、そこでまた新たな合意ができればいいというふうに思っております。

○菅原委員 ということは、来年の四月以降に児童手当法を改正する、その中には、今副大臣がおっしゃったような、子の育ちは社会全体で応援するという理念を盛り込むんですか、盛り込まないんですか。

○小宮山副大臣 それはまた三党の中で御議論をいただけたらと思いますけれども、私個人的な思いとしては、子供政策をつくってきた者として、民主党としては入れていただきたいというふうに主張をさせていただくのかと思いますけれども、それは、今まで真摯な議論の結果、三党がぎりぎり合意されたように、今度、その目的規定についても、またぎりぎりの三党の折衝にかかるとのことだというふうに思っております。

○菅原委員 今、大変丁寧でスマートな答弁だったので、ちょっとだまされそうになっちゃうんですけども、やはり、来年四月にはこの理念を書かなくはないかもしれないという趣旨の、つまり、子の育ちは社会全体で応援するとは書かないとは今言っていないんですよ。これは三党の合意あるいは今後の議論の中で言っているんですけれども、この法案を通すために、特例公債も

しかり、そうですよ、この法案を通すために非常に玉色になってカメレオンのような発言を繰り返されると、我々、受ける側としては、とてもとても審議に応じられないよね。

どうですか。もう一回確認します。その考え、個人としてはと言ったけれども、副大臣ですよ、あなたは。

○小宮山副大臣 児童手当法に所要の改正を行うこととするということが三党合意にはございますけれども、何を検討して、何をその中に盛り込むということは、まだ三党で検討されていないというふうに聞いておりますので、そのところはまた検討をしてやっていただけるといふふうに思っております。

○菅原委員 多分この議論はずっとこうやって続くんだろうと思いますので、こういう中途半端な形でまじりの議論というのは、やはり我々は認められませんよ。理事、大丈夫ですか。こんなことで、やっぱりおかしい。一般国民からすると、とてもとても理解できない。

時間がないから、あわせて、きょうは財務省からもおいでをいただいております。確認をしております。

この七月二十二日の参議院の予算委員会、菅総理は、マニフェストに関して、財政的な見通しが甘かったと言つて、あわせて、三・一一の東日本大震災を受けて、マニフェストに掲げたことすべてを優先するというよりも、この震災対策をより優先する場合も当然あり得る、こういうふうな発言をして、それはむべなるかな、当然だ、私どももそう認識をしております。

ところが、どうもそこにも論理のすりかえが見られるというふうに認識をしております。それはなぜかという、そもそもの財政的な手当てがなく、十六・八兆のお金を無駄の削減と租特の見直しといわゆる埋蔵金から発掘して充てると言っていた四K、このうちの二丁目一番地の子ども手当、これを結局、我々は、まずこのばらまきは廃止をして、そのお金はきちっと特例公債も含む国

債の発行を圧縮させるべきだ、三月十一日以前はそう言っていたんですよ。あるいは景気回復に資するようなお金の使い方をすべきだと言ってきたわけですよ。それが三・一一以降は、私どもも、当面措置した予算においては、これはきちつと復旧復興、あるいは放射能対策、原発処理に充てるべきだということをいろいろな委員会でも主張してきたわけですね。

ところが、今回、先ほどもお話があったように、支給額を変えることによって約一千二百億円のお金が捻出される。このお金については、端的に、どこにどう投入するつもりですか。財務省として、やはり国債の圧縮をするんだ、特例公債を少しでも減らすんだというようなことなのか、その点はどうですか。

○五十嵐副大臣 政府・与党としても、二十二年度の最後に発行する予定の国債を二兆円減らしております。それは、不用額と、それから税収の上振れの増加分が出た、それによって圧縮をさせていただいておりまして、将来になるべくツケを回さないようにという努力をしております。

この子ども手当の見直しにつきましても、先生御指摘のとおり、精査しなければなりません、一千億強、予算が出てくる、財源が出てくるというところでございまして、これは復興財源に充てさせていただきたいと思っておりますのでござい

ます。

○菅原委員 五十嵐副大臣、あわせて聞きます。そうすると、今回、この三党合意で、この特別措置法による子ども手当については二兆二千億から二兆三千億、こういう所要額だというふうに三党で合意をしているわけなんですよ、認識をして

いるわけなんです。所得制限をかけるということは、当然、九割カバーということ、これはいろいろな議論があったと思います。現実、九割カバーで、ということは一割の方は支給されなくなる。とするならば、その額が、端的に言うと、約二兆の一割だから約二千億円ですよ、このお金も新たにでてくる。これについてはどこに回すんですか。

○五十嵐副大臣 今後の予算編成過程において必要な検討を行っていく必要があると考えております。

御指摘のとおりでございまして、所得制限基準を超える世帯について財源捻出が可能となるのであれば、最優先課題である復興のための財源に充てることが基本になるものと考えております。

○菅原委員 小宮山副大臣にここで確認をします。先ほど答弁の中で、所得制限世帯については税制上、財政上の措置をとるということを一般的な委員会でも答弁されてますよね。十日の財務金融委員会でも、共産党の佐々木委員だったと思いますけれども、そういう答弁をされてます。その財源はどこから持ってくるおつもりですか。

○小宮山副大臣 三党合意の中で所要額二・二から二・三兆円程度ということも合意をしております。その中には税制上、財政上の措置の分も含まれていると理解をしております。

○菅原委員 そうすると、所得制限をかける、その部分は税制上、財政上の措置をする。つまり、そちらからすると、一〇〇％カバーしたいという意思がそこにある。なおかつ、その財源について、今副大臣がおっしゃったように、千二百億も二千億も含めて復興復旧に回す、あるいは財政再建に資するような形にしたい、こうはつきりおっしゃっている。それぞれ、一つの政府で言っていることが違う。この点を確認したい。もう一度。

○小宮山副大臣 もともと、一万三千円ずつ支給をしておりまして、年間の所要額が二・七兆円でした。それに対して今回、三党合意に基づく形でやつて、そこに税制上、財政上の措置を加えても二・二から二・三兆円ということで、先ほどの一千億余りというのは、今年度の残り分が、あと支給が年間の四分の一であるから一千億ぐらいというところで、今回、年間を考えれば、二・七兆であったものが二・二から二・三兆ですから、四千

億余りのお金が出てくる。それを復興に回すというところで、五十嵐副大臣の答弁と何にもそごはないというふうな考えております。

○菅原委員 時間がないけれども、事務方は今の答弁でいいのかね。

二・七兆円というのは、たしか一万三千円を二万円に上げると言っていたときの話とは違うと思うんだけど、その部分の差額の話じゃないんですか。それを結局、一万三千円、もとに戻したから、その七千億の話ではないんですか。

○小宮山副大臣 先ほど申し上げたとおりで、二万円にする場合は二・九兆必要でございますので、二・七兆というのは一万三千円の年間の所要額でございます。合っております、私が申し上げたことで。

○菅原委員 二・九兆と今言い直された。二・七兆とおっしゃった。

○小宮山副大臣 申し上げたのは、二万円に上げたかったときの所要額は二・九兆円で、ただ、四月からの中では一万三千円にしておりますので、そうすると所要額が二・七兆ということなんです。今行われている子ども手当の中では二・七兆で予算を組んでおりまして、この後、今回こういう形をすることによって、残りの、年間の四分の一です。千億余り、年間にすれば千億余りのお金が出てくるので、それを復興に充てるということなんです。

○菅原委員 最後、確認します。その部分の四千億は、副大臣のお考え、大臣のお考えでは、復興に充てる、復旧に充てるということとは明言されました。ということは、その部分をもって税制上、財政上の措置に回すというお考えはないわけですね。財務副大臣、そこは大丈夫ですか。言っている意味がわかりますか。

○五十嵐副大臣 それは予算編成上の観点でそのときに検討するというところでございますが、基本的な考え方としては、先生のおっしゃるとおり、復興に優先して充てたいということでございます。

○菅原委員 いろいろとまだよくわからない不明な点もありました。この後どういうふうな決断をするかわかりませんが、やはり私ども、現金給付のみならず、現金給付と現物給付、ベストミックスで本当の子育てをしていく、将来の子供を育てる、頑張っている子育てをしていく世帯、生活に困窮している世帯にきちっと手厚く保障していく、こういう考え方で今後とも臨んでいきたいと思っております。

○牧委員 次は、古屋範子さん。
○古屋(範)委員 おはようございます。公明党の古屋範子でございます。
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案について質問を行ってまいります。

八月四日、民主、自民、公明、三党の幹事長、政調会談で、民主党政権の最大の目玉政策でありました子ども手当、これが今年度限りで廃止をするということが合意をされました。来年度からは自公政権当時の児童手当を復活、拡充する、このことも合意をされました。

今回の法案は、この三党合意に基づいてつくられたものであります。現行の子ども手当は平成二十四年度から廃止をする、民主党がマニフェストに掲げてきた子ども手当ではなく、自公政権時代の児童手当をベースに拡充をしていくということでございます。

そして、この三党合意によりまして、今後、十月から支給に空白が生じる最悪の事態は避けることができました。民主党政権となつて二年間、二転三転してきた子育て世帯への現金給付政策が、これで、二十四年度以降、恒久的な制度へと一歩近づいたということが言えようかと思っております。

さらに、今回の財政規模が、平年度ベースで二兆二千億から三千億ということでありまして、当初の二兆九千億と比べて、年間で六千億から七千億が削減される。これを大震災の復興に回すこと

ができます。この点においては評価ができると私は考えております。

民主党の最大の目玉政策でありました子ども手当、これは当初から政策目的があいまいで、財源も確保できず、迷走に次ぐ迷走を続けてまいりました。最初に単年度限りの法案が出てくる、そして今年度、当初提出した内閣提出の法案は撤回をする、そして半年間つなぎ法案、このような、非常に子育て世帯にとつても予見性がない、家計にとつてもこの先どうなるかわからない制度。迷走に次ぐ迷走を続けてまいりました。

政策意図についても、少子化対策、今度は家計支援、それで今度は景気対策と、くるくると変わつてまいりました。財源のめども全くない。政権公約で掲げられた、国費で月額二万六千円、全体で五・五兆円。この巨額な財源が必要でマニフェスト。民主党は無駄を排除し十六・八兆円の財源を捻出する、こう豪語されていきましたね。しかし、政権交代したものの、まずは半額の一万三千円、この金額ですらきゅうきゅうとしている。この現状を見れば、当初からマニフェストの財源の裏打ちはなかったということが明らかになりました。それとともに、簡単に実現できるかのように宣伝したこと、これは極めて無責任と言わざるを得ません。

財源の制約がなければ、私たちだって、子育て世帯に現金給付をしたい、それは同じ思いであります。しかし、その財源を捻出することは民主党政権にとつて不可能であった。現実的な財源の中で何を優先し、いつまでにどうするのか、これを示すのがマニフェストであります。その意味で、財源がその一番の根本です。ここがなかった。毎年支給額が変動して、子育て世帯は非常に迷惑をしている。一体我々の家庭は子供にとつて何を始めたらいのか、続けられるのか、来年度はどうなるのか、半年後はどうなるのか、これさえもわからなかった。

子ども手当は、民主党政権の屋台骨、目玉政策でした。他の政策の断念とは決定的に意味合いが

異なります。非常に大きな意味を持つております。これを取り下げられた。これは、民主党みずからが政権公約の破綻を認められたということ。イコールではないか。衆議院任期満了までの四年間で公約を実現する、そう言ってきたにもかかわらず、その根幹をわずか二年で放棄する。民主党は、任期満了まで政権にとどまる正当性を既に失っています。丁寧な説明なくして国民の理解は得られないと思っております。

大臣、この際、子ども手当は必要な財源が確保できず破綻をした、このことを国民にしっかりと御説明いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○細川国務大臣 子供に対する金銭給付の制度については、これまでいろいろと変わってきたというふうな、そういうことで御迷惑をかけている面もあるかと思っております。来年度以降につきましては、今般の三党合意によりまして、今回のこの特別措置法の中でも、附則におきまして、政府は、特別措置法に規定する子ども手当の額等をもとに、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずる、こういうことを規定したところでございます。二十四年度以降の制度につきましては、今後とも、各党の意見を十分に伺いながら、今回の合意に沿ってさらに具体的な内容を検討してまいりたいというふうに考えております。

子ども手当につきましては、震災復興への財源拠出の必要性、さまざまな状況変化がある中で、衆議院のマニフェストでお約束した内容が達成できていないという委員の御指摘につきましては、これは私も国民の皆さんに大変申しわけないというふうに考えているところでございます。一方、マニフェストにおきます子育て支援施策は、社会全体で子供一人一人の育ちを応援するという考え方に立ちまして、現金の給付だけではなくて、待機児童の解消など保育サービスの拡充、あるいはまたワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き総合的な子育て支援施策を充実して

まいりたい、このように考えているところでございます。

〔委員長退席、郡委員長代理着席〕

○古屋(範)委員 細川大臣は国民に申しわけないと殊勝な言葉を述べられておりますけれども、そうした反省、謝罪、果たして民主党の皆さんは持つていらっしゃるのかどうか、非常に懸念がございます。

私も、この民主党が刷られたピラ、このことに触れないわけにはまいりません。やつと三党合意ができて、いよいよ国会が正常化してくる、その直前に、「誤解しないでください」「子ども手当」存続します。このピラを三十五万枚も刷られた。一体、本当に今回の三党合意を踏まえた特措法を成立させようという気持ちがおありになるのか。政府・与党一体です、まさにそれをぶち壊すピラではありませんか。私たちは、坂口元大臣が実務者協議に入り、真摯な協議を続けてきたわけでありました。そうした野党の姿勢を踏みにじるようなピラであります。

この民主党の政策ピラ、「子ども手当」存続します。とタイトルに書いてありますね。「三党合意により恒久的な制度になりました。」「このように明記をされております。子供への現金給付総額がまるで倍増したかのように強調されております。

私もよくよく裏表読んでみましたけれども、子ども手当は廃止になりませんと。よくよく読んでみると、「子どもに対する手当」制度を存続する」と中では言っているんですが、見出しには「子ども手当」となっているんですね。非常に許しがたい、私たち公明党が一貫して推進をしまいにしました児童手当の拡充をまさに民主党の成果であるかのような言い方をしているピラであります。実績を横取りするような、こそこく内容のピラとなっております。

児童手当は、まず自治体の制度として私たちはスタートをさせました。そして、昭和四十七年の一月、国の制度化を主導して、今日まで着実かつ

一貫して児童手当制度を拡充してまいりました。約四十年間になります。公明党が連立政権に参画をする平成十一年十月以前、児童手当の支給対象児童は二百四十万七千人であつたんですね。支給総額は一千五百八十七億円、これだけでした。それが平成二十年度には、支給対象児童が一千二百九十万人、支給総額は約一兆円まで大幅に拡充をしてきたわけでありました。

このように、現行の児童手当制度は、始まって以来十年以上の年月をかけて法案提出に至つたわけです。今申し上げましたけれども、この施行に当たっては、三年間で段階的に支給対象を広げてまいりました。このように一貫して児童手当の拡充に取組み、五回にわたつて制度を拡充してきたのが公明党でございます。この際、限られている財源の中できつちり対応いたしております。

この裏側には、御丁寧に児童手当制度の沿革まで載せられています。どうせ載せるのでしたら、このわきに、民主党が児童手当制度の拡充に四回反対したと民主党の態度も付記をしていただきたい。きつたかなと私は思っております。二〇一〇年、政権交代して以降、「子ども手当」制度発足とあるんですが、ここには児童手当制度は残つていふことも明記をしなければいけなかつたでしよう。児童手当に子ども手当という名前をくるんで、そして今の制度になつていふ、そのこともぜひ付記をしていただきたい。私はそう思っております。

この児童手当制度をばらまきと批判された。当委員会においてもはつきり私はそのとき聞きまして。そして、法改正四回、拡充案に反対をし続けてきたのが民主党であります。よく平然とこのようなものが、我が党がやつたような形でお書きになれるなど、私はその神経を疑わざるを得ません。さらに、二〇〇〇年から民主党がチルドレンファーストを主張、旧政権下でも時代の要請を取り入れ、政権交代前には約一兆円まで増額されまして。皆さんは反対されてきたわけですね。にもかかわらず、このような表現をされている。

これに對しまして、民主党の岡田幹事長は十八日に、法案が成立する前にピラを配布したということは大変申しわけないことだと。成立後でも私はこれはよくないと思います。誤解を与えかねない表現で、不適切だと謝罪をされました。そして、このピラ配布中止を行った翌日、十九日発行の党機関紙プレス民主で、子ども手当の存続が決定しましたとする記事掲載されたとの報道を目にしております。機関紙は七万部印刷をされたそうですね。地方組織にもお配りになられたということでもあります。民主党が子ども手当存続をアピールする政策ピラを配布し、反発を招いたわけですが、また機関紙も発行する。一体どういうふうにお考えなのでしょう。

事実上のこのうそのピラ、機関紙を製作するに至つた経緯、また、内容に関する国民への釈明、謝罪が必要かと思ひます。そして、本法案にも明記をされておりますけれども、「平成二十四年度以降の恒久的な子どもための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基」として、法制上の措置を講ずるものとする。このように法案にございます。今後、総理もかわられ、内閣もかわられるかもしれませんが、この三党合意の内容、そして、当然のことながら、本法案のこの条文、重視をしていただきたい。これに關しまして、明確な答弁を求めます。

〔郡委員長代理退席、委員長着席〕

○細川国務大臣 まず初めに、この子供に対する手当、自公政権下では児童手当、この制度の拡充に向けて、御党を初め、多くの皆さん方が長年努力をされた結果、児童手当が一步一歩前進をしてきたということ、このことについては、私は、御党を初め、皆さん方にも敬意を払つていふところでございます。

また、ピラの内容について委員から御指摘がございましたけれども、このピラの内容につきましましては、岡田幹事長が十八日の記者会見、これによりまして、今の子ども手当が、一万三千元がその

まま続く、これから来年度以降も続いていくというふうな受け取られかねない表現でありますので、そういう意味では不適切であつたというふうな考えています。こういうふうな岡田幹事長は説明をいたしております、私も同じような考えでございます。

また、今後の問題でありますけれども、今、この特措法案、三党合意に基づいて提案をさせていただいております。この法案の中に、附則の中で、政府は、特別措置法に規定する子ども手当の額等をもとに、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずる、こういうことも規定をいたしまして、今回のこの特措法の法律の中にこのことも規定をいたしております。したがつて、成立をさせていただきましたならば、この法律に基づいて、来年度以降の子供に對する手当について、これをまた法律をつくつていく、こういうことになります。

したがつて、それは三党合意のもとに行われていふます今回の特措法、そして二十四年度の法制上の措置でありますから、政権がかわらうとも、これは絶対に守つてやつていかなければならないことだと私は思っております。

○古屋(範)委員 大臣の御答弁、児童手当の原点に戻る、このことを確認させていただきましました。そう受けとめてよろしうございませう。もう一度確認をさせていただきます。

○細川国務大臣 先ほども申し上げましたように、措置法案の附則におきまして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずる、こういう規定でありますから、したがつて、そういう趣旨で法制上の制度をしつかり構築していく、こういうこと。これは三党合意の内容でありますから、これは当然実現していくということになります。

○古屋(範)委員 ただいま大臣から、児童手当法でいくということ、言質をとらせていただきました。しつかり、どなたが大臣にならうとも、これは遵守をしていただきたい、このことを申し上げ

けておきます。

次に、来年度以降の所得制限についてお伺いを
してまいります。

本法案で、手当額について、年少扶養控除廃止
の影響を考慮して、中学校修了前まで原則一万円
ですけれども、三歳未満、小学生までの第三子以
降の子供は一万五千円とする、このような配慮措
置が盛り込まれております。

また、平成二十四年度六月以降は所得制限を適
用されることも明記をされております。その基準
については、従来の児童手当と同様、中学校修了
までの子供を持つおおよそ九割の家庭が受給でき
るよう、夫婦、児童二人世帯で年収九百六十万円
程度、このようなことが三党合意で確認をされま
した。こちらも従来までの基準を緩和する方向と
なっていると思います。

この所得制限の対象となりますのは子育て世帯
の約一割ほどということで、この世帯に対する目
配りが非常に重要になってくる、このように思っ
ます。やはり、恒久的な制度ができない、恒久財
源がない中で、税制改正は行われ、年少扶養控除
の廃止がいわば先行して実施をされたしまった、
そのように思います。先走つての税制改正であつ
たかもしれない。全体ができるかどうかかわらな
いの、このところだけが先行してしまつた。

現在、出生率が回復傾向にある、団塊ジュニア
世代を含みます三十五歳から四十四歳の母親、こ
こが出産する数がふえております。晩婚、晩産
化傾向の中で、この世代はどうしても、年齢を考
えると、所得が高く、制限の対象となりやすいわ
けです。

これまで、仕事に忙しい、また、税金も納めて
いる、保育料は所得に比例するために高い、しか
し、何も支援されることがない、こういう感覚が
あつた層かと思ひます。この方々が、単年度、ま
たあと半年間、子ども手当を支給されてしまつ
た。この方々にも、子育てをしながら頑張つて働
くのが大事だ、あるいは、頑張りを認めてもらえ
た、所得に関係なく、子育て世帯は社会から応援

されている、こういうメッセージが明確になる政
策が必要かと思ひます。税制改正が先走つてし
まつたわけですから、やはりこれは手当てをして
いく必要があります。

附則にも、平成二十四年度以降の所得制限を受
ける世帯に対しては税財政上の措置の検討が盛り
込まれておりますけれども、今後、平成二十四
年度以降の恒久的な子供のための金銭給付制度にお
いて、この所得制限、また、所得制限を受ける世
帯に対する税制上、財政上の措置を講ずるに当た
りまして、子育て世帯に対する支援策として、世
帯の所得に応じてどのような支援がふさわしいの
か、ぜひ全体的なイメージを皆様にご提示する必
要があるかと思ひます。

そこで、子ども手当のかわりに扶養控除が廃止
をされていたことで税負担が重くなる世帯に対し
まして緩和措置等の支援策を講じることが重要に
なつてまいりますけれども、これに対してどうい
うお考えなのか、ここを確認させていただきたい
と思ひます。

○細川国務大臣 この所得制限の導入でいろいろ
と影響を受ける世帯が出てくる、この緩和措置に
ついてどういふふうに考えたいか、こういう
ことであります。

今回のこの合意に基づく内容でいきますと、比
較的所得の高い方を中心に実質手取り額のマイナ
スが生じることは事実でございます。

一方、今回の合意の内容は、チルドレンファア
ーस्टやあるいは控除から手当へといった考え方も
大事にしながら、しかし一方で、震災復興のため
の財源を捻出するためにはぎりぎりの判断だった
というふうにも思つております。

実質手取り額がマイナスになる方については大
変申しわけないというふうにも思つておりますけ
れども、この事情も御理解をいただけたらというふ
うに思つております。

なお、平成二十四年度以降の所得制限世帯につ
きましては、今般の三党合意に沿つて、税制上、
財政上の措置についての検討を加え、所要の措置

を講ずるといふことを法案に規定をしているところ
でございます。

それから、委員が言われましたように、子育て
で大変厳しい世帯に対してどういふふうな支援を
していくかということ、現金の給付もあるかと
思ひますけれども、また一方で、待機児童の解消
とか、あるいはまたワーク・ライフ・バランスだ
とか、そういう施策をしつかりやることによって
子供を育てる環境をできるだけ充実していくとい
うことが大事なことだと思つております。

○古屋(範)委員 恒久財源がない、恒久制度がつ
くられない中で、いわば見切り発車で子ども手当
というものをスタートさせていった、その結果が
結局はこういうひずみとなっている、子育て世帯
に非常に迷惑をかけている、そのことを重く受け
とめていただきたい、私はこのように思つており
ます。みんな、子ども手当に振り回されてしまつ
た。そのことを考え、ぜひ、この所得層への配
慮、きちんとした形で手当をさせていただきた
い、このことを強く求めておきます。

次に、このたび法改正に盛り込まれました、児
童養護施設入所の子供への支援等についてお伺い
をしたいと思います。平成二十二年度子
ども手当法に盛り込まれた検討規定の対応ござ
います。私たちが修正を申し込み、それが盛り込
まれた点でございます。

まず、児童養護施設等に入所している子供、あ
るいは里親に託されている子供、非常に難しい家
庭事情を抱えている子供ということが言えるかと
思ひます。この子供たちへの支援についてお伺い
をしたいと思います。

平成二十二年度法では、子育て支援に係る全般
的な施策の考え方はあるいは支給対象の不備など
について問題点がございました。公明党は、よりよ
い法案とするために、二点、修正を提案し、検討
規定に盛り込まれた経緯があります。

まず、子ども手当の対象から、児童養護施設に
入所する子供、あるいは里親のもとにいる子供な

どが漏れておりました。これについて、次代の社
会を担う子供の健やかな育ちを支援するとしてい
る子ども手当の理念に反する、最も援助を必要と
している子供に対して手当が支給されない、これ
はあつてはならないのではないかと、このように申
し上げまして、これは二十二年度から安心子ども
基金による特別支援事業として対応していただき
ました。しかし、これによつて、同一施設内に
いて特別支援事業の助成を受ける子、そうでない
子、これが混在する、このような問題もございま
した。

そこで、平成二十二年度子ども手当法の附則の
検討事項に「児童養護施設に入所している子ども
その他の子ども手当の支給対象とならない子ども
に対する支援等を含め制度の在り方について検討
を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず
る」といふことを盛り込みました。

今回の法案でこの対応がどうなつたのか、これ
についてお伺いをしたいと思います。

○小宮山副大臣 おつしやるとおり、児童施設に
いる子供など、本来に必要な子供への手当という
のは必ずやらなければいけないことだと考えて
おりまして、今回の特別措置法案では、平成二十
二年度の子ども手当支給法附則の検討規定を踏ま
えまして、すべての子供たちが手当の恩恵を享受
できるよう、これまで子ども手当が支給されてい
なかつた、親のいない施設入所の子供など、これ
は里親も含まれておりますが、それについては、
施設設置者あるいはその里親に支給するという形
で子ども手当の対象といたしました。

従来は、子供が施設に入所していても親に子ど
も手当を支給している場合がありますが、今回の
特別措置法案では、施設に入所している子供に
関しましては、親ではなく施設設置者に支給する
ことで取り扱いを統一することといたしました。

○古屋(範)委員 今回の東日本大震災でも、両親
を失い施設に入らざるを得ない、このようなお子
さんもおられます。ですので、今回そのことが法
律にきちんと明記された、このことは大変よかつ

たと思っております。しっかりと実施をしていた
だきたいと思っております。

次に、地域の実情に応じて子育て支援サービ
スを拡充するための新たな交付金制度についてお伺
いをしてまいります。

子育て支援策につきましては、このような現金
給付、そしてまた現物給付、このバランスを図り
つつ施策全体を拡充していくことが重要となつて
まいります。この点、平成二十二年の子ども手
当法の審議においても大変議論となりました。現
金に偏つてしまつてはいけない、皆さんが求めて
いるのは、やはり、待機児童の数を見ましても、
また、潜在的な待機児童の数を見ましても、保育
サービスを求めていらつしやる。公明党が主張い
たしまして、「平成二十三年以降の子育て支援
に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、
その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」と
する。このことも検討条項に盛り込まれました。

そこで、今回、新たな交付金の創設がなされる
こととなつたと理解をしております。この新たな
交付金なんです、これまでの次世代育成支援対
策交付金を改組して、平成二十三年予算におい
て、既に新たに五百億円が措置をされていま
す。しかし、この事業はもとと予算措置で行わ
れていたものでありまして、二十二年では三百
六十一億円が計上されていまして、プラス約百四
十億なんです。非常に少ないと私は思つており
まして、皆が必要としている保育サービスを考
えますと焼け石に水だな、あえて条文に入れたに
もかわらずこのように少ないのかというのが私の
印象です。

平成二十三年度子ども手当法案が撤回をされま
して、つなぎ法にこの規定がなかったため、執行
できておりません。半年間の執行のおくれが地域
における子育て支援サービスの提供に影響を及ぼ
すことがないように、ぜひ早急に執行していただ
きたいと思っております。

平成二十四年度以降の恒久制度においてこの交
付金はどのような扱いとなつていくのか、これに

ついてお伺いしたいと思います。

○小宮山副大臣 今回の特別措置法に基づきます
新たな交付金、おつしやるように従来の次世代育
成支援対策交付金を改組いたしまして、地方が独
自の子育て支援サービスまた待機児童解消を実施
するために、市町村などに対して交付することを
予定しています。事業が円滑に実施できるよう
に、四月からの事業につきましても交付対象とし
て、施行後できる限り速やかに執行していきたい
というふうに考えています。

来年度以降もこうした子育て支援の現物サービ
スの拡充、大変必要なことで、二十四年度以降の
制度について、おつしやるように今回は実増は百
四十億ぐらいしかできませんでしたが、さら
に各党や地方の御意見も十分に伺いながら、し
っかりと拡充をしていきたいというふうに考え
ています。

○古屋(範)委員 総合的な子育て支援が大切で
す。ぜひ、現金給付に偏ることなく、ここにしつ
かり力点を置いて進めていっていただきたいと
思っております。

次に、今回の措置の実施主体となる市町村の負
担について考慮をお願いしたいということを申し
上げたと思っております。

二年前に子ども手当が始まって以来、当初単年
度、そしてつなぎと、子育て世帯だけではなく、
自治体にも非常に迷惑をかけております。皆、こ
の次のシステムはどうなるのか、予見が成り立た
ない。非常に人騒がせといえますか、迷惑な制度
でございます。

子ども手当の創設時は、自治体は児童手当に対
応した設計システムをまず変更する、ソフトを子
ども手当につくり直した。さらに今後のことを
考えると、今のシステムを改修するなど、対応を
迫られることになりました。また、所得制限の導
入で、対象世帯の所得を把握する調査も行わなけ
ればいけません。各自治体には、既に今後につい
て住民からの問い合わせもふえてきているそうで
す。システム改修の費用、事務負担増への懸念も

あるというふうに私は伺っております。さらに、
国内居住要件の新設など、制度変更に伴いまし
て、現在子ども手当を受給している場合であつて
も改めて申請を行わなければいけない。受給漏れ
が起きないように、対象世帯に対して十分な周知
徹底を行う必要がございます。

そして、こうした作業は市町村が行うこととな
りまして、現場からは最低一年は必要との声が聞
こえてきております。しかし、現実にはもうそん
な期間はないわけです。新制度の実施に当たつて
は、市町村のシステム改修、また支給事務等、煩
雑にならないよう、国としても十分な配慮が必要
となつてまいります。どういう対策をお考えなの
か。

また、特に被災した自治体、これは市町村の職
員の方も被災され、あるいはお亡くなりになつて
いる方もいる。日本全体から今応援態勢もござい
ますけれども、被災者の支援で手いっぱいであ
る。こうした被災地の自治体への支援、これが非
常に重要となつてまいります。そこで、こうした
被災地の市町村に対して国としてのどのような支援
を行つていくつもりなのか、これについてもお
伺いをしたいと思います。

○小宮山副大臣 今回の特別措置法案での支給額
や支給要件の変更、またおつしやるような申請事
務などにつきまして自治体に御負担をおかけする
ことになりまして、これは大変申しわけないとい
うふうに思っています。

厚生労働省といたしましては、QアンドAをつ
くつてそれを活用していただくことや、担当者会
議の開催などを通じて早期に情報提供を行う
とともに、今回の制度見直しに伴うシステムの改
修などの事務費について補助をという声を強く
いただいておりますので、国からしっかりと補助が行
えるように検討をいたしまして、自治体での円滑な
施行に努めていきたいというふうに考えていま
す。

その際、おつしやるように、特に被災地の市町
村はただでさえいろいろと大変なところですの

で、御指摘のとおりきめ細かな対応が必要だと考
えていまして、個別に県を通じて状況を確認しな
がら必要な対応を講じていきたいというふうに考
えています。

○古屋(範)委員 ぜひ被災地へのきめ細やかな支
援をお願いしたいと思っております。見切り発車
をしてスタートした子ども手当、恒久的な制度が
できないままにスタートしたもの、こうした自
治体へも大きな負担となり迷惑をかけている、こ
のことも責任を感じていただかなければならな
い、このように思っております。

次に、地方との協議の場についてお伺いをして
まいりたいと思っております。

平成二十二年また二十三年の子ども手当制
度の検討過程におきまして、国と地方との協議は
行われてきているはずなんですけれども、地方側
は、合意を得ないままに決定された、国に対す
る不信、不満、これが渦巻いております。私の地
元の知事からも、これは何度も伺いました。平成
二十四年度以降の制度については、このようなこ
とがないよう、ぜひ地方自治体と十分な協議を
行つていただきたい、このように思います。

十二日に国と地方の協議の場が開催された
という事です。子ども手当の見直し方針が説明を
されて、引き続き協議を行つていく、このことが
確認をされたと同つています。

二十四年度以降の制度について、中学生を支給
対象に加えるなど、これまでの児童手当よりも予
算規模が大きくなります。その分、地方また企業
に新たな負担増を求めることとなり、今後の協議
で国と地方の合意ができるのかどうか、ここが注
目をされております。恒久的な制度づくりに向け
て、今後、十分に地方との協議を行つていただ
きたい。

この国と地方の協議の場の位置づけはどうなつ
ているのか。今後、混乱を回避する上で、ぜひ政
策決定過程を明らかにしていただきたいと思いま
す。この点、いかがですか。

○小宮山副大臣 今回は、大変時間がなかったの

で十分だとは思いませんけれども、細川大臣からそれぞれの地方の団体の責任者の方には電話などでお話をしたところで。

今後、平成二十四年度以降の制度の検討に際しましては、この法律案の附則で、三党合意を踏まえて、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとすると規定をしております。この規定を踏まえまして、国と地方の協議の場を初め、それ以外の場も含めまして、地方団体と十分に協議をしていきたいと考えております。

来年度以降の制度については、各党そして地方の御意見も十分に伺いながら検討していきたいというふうな考えております。

○古屋(範)委員 今の政権は地方をちつとも重視していない、地方軽視の政権だと言っている知事さんもおりました。ぜひ地方の意見を大事に協議を行っていただきたい、このように思います。

最後の質問に参りたいと思います。
本法案とは直接関係がないんですが、子供の健康、難病のお子さんを持つお母様から、先日、切実な声を伺いましたもので、その点について質問してまいります。胆道閉鎖症についてでございます。この早期発見についてお伺いをしております。

十六日なんですが、この胆道閉鎖症患者会、肝ったママ's、このお母さん、また国立成育医療研究センター松井病院長よりお話を聞きました。

胆道閉鎖症というのは、原因不明で胆管に炎症ができて、出生児の九千人に一人の割合で起こる病気です。生後二、三カ月までに、黄疸ですとか、淡黄色、白っぽい黄色の便が出る、あるいは濃黄色尿、濃い黄色の尿が出る、時には出血などが起きると言われていて、十年生存率はわずか一六％であります。早期発見、早期手術が重要です。

胆道閉鎖症の乳児では、生後約一カ月までに便の色に異常を来すことが多いそうです。毎

日お子さんの便を見ている、その色をチェックする方法、これがさまざまな方法が模索をされております。

今回お話を伺った、松井病院長が導入をした便の色のカラーカードもその一つなんです。はがき形の便の色のカラーカードがありまして、現在、早期発見のツールとして、栃木県、新潟県など九自治体で取り入れられています。さらに改良した新版カード、色測定量化便色カラーカードの普及が求められています。この新しいカードを普及するために、昨年十二月から神奈川県では二十六市町村でパイロット事業が行われています。今年度でこの事業は終了してまいります。この事業で得られた結果は、今後の胆道閉鎖症の総合的な診断支援につながるものと考えております。

この早期発見の一番よい方法として、新版カラーカードを母子手帳に挿入して、お母さんたちに気づいてもらうこと、これが最も効果的なスクリーニングだということです。脳の切開手術をしなればならなかった同症のお子さんを持つお母さんから、この事業に対して強い要望をいただきました。

母子手帳改訂への検討がこの秋から始まると聞いています。ぜひとも母子手帳にこのカードを挿入して、里に、自分の実家に帰って出産をしている人もいますので、出産前からこのことをお母さんに伝え、そして出産後すぐに自分の子供の便の色がチェックできるようにしてほしいと思っております。

母子手帳は市町村によって若干違いがありますがけれども、一カ月ごろの保護者の記録というページの欄外に、便の色が薄い黄色、クリーム色で、白目や皮膚が黄色、黄緑色である場合には、胆汁が流れにくい状態があるので、一日も早く小児科医等の診察を受けてくださいと記載されているんですが、こうした文書だけでは色はわかりません。そこで、このページにカードを挿入してほしい、このように思っておりますけれども、前向きな御答弁をいただければと思います。

○小宮山副大臣 乳児に日常的に接する保護者自身が乳児の便をチェックするということは、健康管理で非常に重要なことだと考えています。

御指摘の便の色のカラーカードによる胆道閉鎖症の早期発見につきましては、厚生労働科学研究所によりまして一部の地域で試験的に実施されていまして、その活用方法などが検討されているところとです。

厚生労働省といたしましても、この研究成果を参考にして、今委員からは母子手帳に挟むという御提案がございましたが、御意見も伺いながら、このカラーカードの活用方法について積極的に検討をしていきたいと考えています。

○古屋(範)委員 ぜひよろしくお願いいたします。

いづれにいたしましても、真に子育て支援に資する確かな政策を打っていただきたい、このことを申し上げ、質問を終わります。

○牧委員 次は、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。初めに、今夏の電力需要一五％カットを目標とする節電対策に伴ってですけれども、日本自動車工業会が、七月から九月まで平日に休みを振りかえることで土日操業を決めました。厚労省は、この土日出勤せざるを得なくなった保護者の児童について、保育所が新たに休日開所をした場合などに安心ことも基金で支援することを決めたということを知っています。

例えばトヨタは、中部電力の管内であり、本来、節電義務の対象となっておりません。自主的に決めたとはいえ、労働者が一方的に休日出勤をやれと言われるものではないはずです。就業条件の変更であり、労使の合意がなければできないはずですので、確認をしたいと思っております。

また、下請関係は、取引先が複数あるために結果として毎日出勤せざるを得なくなる、こういう状況が生まれています。そうした影響の大きさにしても考慮し、避けられるものは避ける、つまり休日出勤の押しつけにならないようにすべきだと思っております。考えを伺います。

○小宮山副大臣 節電対応のためでありまして、委員が御指摘のように、所定の休日や労働時間などの労働条件を変更する場合には、労使でよく話し合っていた必要があります。

下請の企業も、労働者に過度の負担を強いることのないよう、発注元とも取引条件などについて十分調整を図りながら、労使でよく話し合った上で節電に伴う労働条件を決めていくことが重要だと考えています。

また、こうした労働条件の変更に当たり就業規則等の変更を行う場合には、労働基準法に定める所定の手続を経る必要があります。

厚生労働省では、労使の話し合いのポイントや必要な手続をまとめたパンフレットを十萬部作成いたしました。全国の労働基準監督署で労使からの相談に応じています。今後とも、必要な情報提供、またきめ細かな相談対応に取り組みしていきたいと考えています。

○高橋(千)委員 済みません、もう一言確認をさせていただきます。

今、下請の話が一言、答弁にありました。間に挟まっちゃうわけですね。要するに、元請からは、期日までにやってくれ、土日操業しているんだからそれに合わせてくれなきゃ困ると言われる、しかし労働者の立場は守らなきゃいけないというところで、やはり間に立って、結局取引できないよということになったり、それで労働者にしわ寄せが来たことで一方的に下請企業だけが責められるということがないように、やはりきちんとそこを徹底すべきだ。そして、さっき言ったように、節電義務の対象にはなっていないのですから、基本は、避けられるものは避けるべきだという考えでよろしいでしょうか。

○小宮山副大臣 おっしゃるとおりだと思います。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。トヨタの関連産業の多い愛知県内では、四十三

市町、百二十カ所で休日保育の実施に今回踏み切りました。千五百人を超える子供たちが利用をしております。

今週の日曜日に、豊田市と名古屋市の市立と民間の保育所に行つてまいりました。大変なんですね。とにかく、シフトをつくるだけでも大変です。当然、周りの園からも園長さんや保育士さんが応援に来てくれますけれども、毎日ローテーションが変わります。それで、毎日そのローテーション、決めるだけでも大変。だって、よその園に行くと、幾ら経験のある方でも、どうきん一枚、その場所がわからない、勝手がわからない中で、引き継ぎの時間も十分にとれない。それで子供たちは新しい子供がやってくるということで、本当に大変で、親も目いっぱいですし、保育者も目いっぱいなんです。

百円ショップでかごとを買つて、特別な子供たちと、ちゃんとまざらないようにしております。休日はお弁当なものですから、お弁当箱に名札をつけて、間違つてもほかの子供と違わないようにということ、大変な繊細な注意を払っているという状況でございました。

そういう中で、豊田市では、トヨタなど電力需要にかかわる子供とそうでない子供、例えば美容師さんですとか看護師さんですとか、休日はもとと休みじゃない、日曜日は休みじゃない方たちはたくさんいらっしゃるわけで、そういう方たちと差別しないんだということで、含めて、振りかえて平日に休んでいるんだからということで、それを条件として、全員、休日の保育を無料にしました。

一方、名古屋市中では、もともと休日開所を望む声が多かったために、ふたをあけてみたら半々なんです。ね、もともとやってほしかった人と今回の電力関係の方たち。そうすると、子供にこの子は電気と印をつけるわけにいきません。ですから、結局今までと同じ基準で、有料になつちやうたわけなんです。

そうすると、これはどちらも一理ある。一理あ

るけれども、大人の都合あるいは業界の都合で新たな負担が生まれたり子供たちが振り回されるというのは、やはり避けるべきだと思ひます。

そこで提案ですが、通常の休日保育事業の補助割合は三分の一です。これを、今回の特別事業は二分の一です。少なくともこまで引き上げるべきだ。私はもう十分の十でもいいと思つて言つたんですが、少なくともこまで、特別事業と通常事業を区別しない。できないわけなんです。そうやって全体の保護者負担の軽減を図る、そして保育者の労働強化にしない、これくらいはやるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○小宮山副大臣 節電で休日出勤が行われると聞いたときから、こうしたことが起こることはわかつておりましたので、しっかりと対応するようにとつてまいりました。

そして、ことしの夏、七月から九月の電力需給対策の実施に伴つて休日保育などのニーズが増加しましたことから、通常の休日保育事業とは別に、安心ことも基金を活用した休日保育特別事業を今実施しています。

通常の休日保育事業はおつしやるように補助率が三分の一ですが、今回の特別事業は、今委員がおつしやつたように、平日利用を基本としている保育所運営費の補助率と同様の二分の一と既にしてあります。それで、休日利用に着目した追加的な保育料は徴収しないということを厚労省としては決定をし、そのように通知をしています。

ただ、実情が市町村によつてばらばなことも把握をしておりますので、今回の特別事業により、保育所での実施体制の整備に必要な人件費などを厚生労働省としては財政支援をすること、こういうことなどもしつかりとお伝えをして、引き続き、平等に、そして円滑にこの事業が実施できるように努めていきたいというふうに考えております。

○高橋(千)委員 ですから、率直に伺いたいんです。トヨタ関連の子供は無料、そうじゃない子供さんが無料じゃないということになつちやう

のはおかしいでしょう。もともと日曜日は休みじゃないんだ、そういう人たちが利用料を払つて、あるいは高いところに行つてという苦労をしていただけてすよ。だったら、せめて三分の一から二分の一ということで通常の休日保育もやつて差をつけないようにする、これはもう一歩踏み出すべきではないですかという提案をしています。

○小宮山副大臣 これは財源のことなどもございまして、御承知の、これから子ども・子育て新システムをぜひ御協力いただいて実現をする中で、保育をさまざまな形で充実をさせていく、そのことに向けて、それまでの間だけのことができるかは、最大限努力をしていきたいというふうに考えています。

○高橋(千)委員 納得はいかないんですけれども、当然、矛盾しているということは感じていらつしやると思うんですね。

そこで、実際、トヨタは、木、金に休めと言つたわけですが、今後木曜日も操業すると言つています、大変忙しくなるので、なぜかということ、エコカー減税がいよいよ締切りだということ、駆け込み需要に備えて、深夜操業も、一時までの二直という交代があるんですが、それを三時まで二時間引き延ばす、こういう状態を今やっているわけですね。ですから、何か子供を応援しているつもりが労働強化を認めることになつてはならないので、ここは本当に嚴重にお願いしたいと思ひます。

一言だけ。新たな交付金制度というのが今回の子ども手当にも組み込まれております。先ほど百四十億というような数字があつたと思ひますが、組み替えですと純増は大した額ではないわけですね。ただ、ここでやはり自治体が、これまでとは違つて、こうした子供に差別を与えないということも含めて対応できるんだという、この交付金に込めた思いを一言お願いしたいと思ひます。

○小宮山副大臣 おつしやるのとおりで、この交付金によりまして、地方独自の、それぞれの地域に

合つた新たな子育て支援サービスへの支援、それからまた、最低基準を満たす認可外保育所施設への支援などの待機児対策など、いろいろなことを新たに市町村が独自で実施できるように交付をすることを予定しています。

おつしやいますように、次世代育成支援交付金が昨年度は三百六十一億円ということで、全体としては純増は百四十億でございますけれども、ぜひこれを皆様の御協力もいただいてこれからまた充実をさせていきたい、そのように考えております。

○高橋(千)委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

新システムについては、これまでも指摘をしてきたとおりですので、また次の機会に譲つて、子ども手当そのものの議論をしたいと思ひます。

我が党は、昨年三月の子ども手当法案のときから、なぜ一年限りの法案なのかということ指摘したと思ひます。それは、恒久法としての子ども手当のスキームが完成しなかつたというのが率直な理由だと思ひます。それけれども、もしそうであれば、功を焦らず、児童手当法の拡充でよかったのではないかと。そうであれば、これから先の議論というのはよい方向に向かうわけですね。つまり、所得制限はもととある、それをもう少し緩和していこうじゃないかと。

先ほど古屋委員の御指摘もあつたわけですが、子ども手当と、児童手当法というのが長年にわたつて拡充をしてきた中で、子ども手当に対する時代の要請というものがあつたのではなかつたか。ですから、そういう粘り強い議論が続いていくべきだつたと思ひます。逆になつちやつたんです。ね。ばつとアドバランを上げて、どんどんしぼんでくる、そして一年限り、半年限りということ、つなぎ、つなぎとやつてきたわけですから、一番振り回されたのは国民であつて、混乱を与え、信頼を失つたと思ひます。もう私は、この点では民主党政権の意味をなさなくなつたに等しいと思ひます。

おります。

繰り返しになりますが、マイナスになる御家庭については、総合的な子育て支援策の中でしっかりと対応できるように、これも超党派で皆様のお力もいただいて、子供のための政策がとつていければというふうに考えています。

○高橋(千)委員 非常に答弁が、三党合意がなかなか本意ではなかったのよというような気持ちも伝わってくるような答弁でございしますが、非常に矛盾しているわけですね。

例えば、私が、子ども手当と比べたら逆に減る人の方が多いじゃないかということを言いますと、いやいや、児童手当と比べれば多くなるんだなどという議論をおっしゃる方もいますし、そういう資料を厚労省自身が出してきたわけなんです。だから、非常に、つじつまが合わないことを無理やり合わせているんだということを言つて、結果として、とにかく手取り額が減つてしまい、多くの世帯に御迷惑をかけるということとは厳然たる事実だと言わなければならないかと思ひます。

それで、たくさん質問を用意していたんですが、時間の関係で少し順番を変えたいと思ひます。

それで、先ほど来ずっと議論をされているように、もう自民党、公明党さんは、そもそも子ども手当は廃止なんだとおっしゃっているし、来年四月以降は児童手当法に戻るということを三党合意に盛り込んだとおっしゃっているわけですね。もとも今回の法案も、新法ではありませんけれども、土台が児童手当法になっておりますので、基本的には戻つていふと言わなければならないわけですね。ただ、まだ所得制限は始まつていないだけということではないかと思ひます。

そこで、児童手当法に戻るとすれば、財源の割合がどうなるのかという問題が出てきます。

つまり、昨年以來は、スキームとしてまだ子ども手当でしたので、地方負担の割合は、児童手当と同じ部分だけは地方負担は同じですよ、三分の

二の負担は同じですよ、それ以上の上積みした部分、これは子ども手当によるもので、全額国庫負担としておりました。そうすよね。そうすると、これは児童手当法に戻つてしまうと、理論上は、上積み部分というふうに分けることがおかしくなつてしまふ。つまり、全体が児童手当と同じ負担割合にならなければ理論上はおかしくなるのではないかと思ひます。

その際、全体を児童手当と同じ負担割合にすれば、地方負担はどのくらいになるでしょうか。

○小宮山副大臣 御指摘の点につきまして、所得制限世帯に対する給付をどうするのか、事業主の負担をどうするのかなどによりましてその地方の負担も違つてくる。国と地方の負担割合が児童手当法と同じだと仮定したとしても、地方負担額を計算することというのは、その前提条件が、どういうふうに検討するかによつて、今出すことは困難だと思ひます。

いずれにしても、二十四年度以降の制度につきましても、各党の皆さんの御意見も十分に伺ひ、今回の合意に沿つてさらに具体的な内容を検討することとしていますが、先ほども御紹介した特別措置法案の附則で、その際、地方六団体の代表者等と十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとされていまして、この規定に沿つて、地方の理解も得ながらしっかりと対応していきたいというふうにご検討いただきたいと思います。

○高橋(千)委員 そうはいつても、協議がこれからあつて、具体的にどうなるかわからないと言つていられるけれども、これまでのように、ここまでは児童手当のスキームという理論は成り立たないわけですね。

児童手当が一兆円だったときは、大体地方負担は五千九百億くらいですかね。そうすると、五・九%くらい全体の事業費の中で持つていられるわけですね。これを三分の二と単純に計算しても、一千億以上は負担がふえるということになるわけですね、どういうふうに制度設計をするにしても、こ

れはこれまでの理論は成り立たない。そこは率直に認めて、きちんと議論をスタートしなければならぬと思ひますが、いかがですか。

○小宮山副大臣 繰り返しになりますが、これからの二十四年度の恒久的な制度に向けて検討がされる中で、いろいろ前提の置き方によつてその金額は変わると思ひますので、そのときに地方をどう考えるかというのは、国と地方、それから皆様ともいろいろ協議をしながら、それによつて必ずしもふえるということは今申し上げることもできないというふうにご検討いただきたいと思います。

○高橋(千)委員 もちろん、私はふやせとは言つていませんから。地方負担は基本的になくすというところで子ども手当が始まつたわけですね。だけれども、理論上児童手当に戻つてしまえばそういう問題が起きるんだと。ですから、つじつま合わせの議論では済まないんだということを重ねて指摘をしたいと思います。そういう弊害が結局地方にも回つてくるし、国民に来るんだということと言ひたかつたわけでありまして。

そこで、昨年の子ども手当の審議では、子供の貧困が大きなテーマとなりました。今回も、震災の影響で両親を亡くした子供さんは二百人を超えております。リストラ、被災で廃業、あるいは雇用保険がもうそろそろ切れるという状況でもあります。ですから、子供をめぐむ環境はさらに悪化したと言わなければならないと思ひますね。

また、被災地ではない子供にとつても、好転する材料は一つないと思ひます。これは逆に、被災地があるというところの逆の影響、そこにはいろいろな支援があるけれどもということもございまして、好転する材料というのは何一つないと言わなければならないと思ひますね。

三月のときに、あしなが育英会の子供の紹介をしました。周りの子供と同じことができないのに、それが手当によつてできるようになった、それが希望だったんだ、その希望を奪わないでほしいという声を紹介しました。今、あしなが育英会が震災の子供たちを本当に助けて活躍しているという

いうことも報道されていると思ひます。

こういう子供たちをめぐむ環境がよくはなつていないということについての認識と、そういう意味でも、直接貧困家庭に届く手当を削るべきではない、高速道路などと一緒に論じるべきではないんだということをご指摘したいと思ひますが、大臣の見解を伺ひます。

○細川国務大臣 先月公表されました国民生活基礎調査、そこでは、子供の貧困率は一五・七%と、大変高い水準となっております。その背景として、所得の低い非正規労働者として働いている親が増加をしているというふうにご考えられておりまして、子供を取り巻く環境というのは大変厳しいものがあるというふうにご認識をいたしております。

しかしながら、親の経済力、あるいはまた幼少期の生育環境、これによつて人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じて、世代間を超えて格差が固定化していく、こういうことがあつてはならないというふうにご考えております。

そこで、今般の特別措置法に盛り込まれております子ども手当につきましても、まさにそうした人生のスタートラインの段階を金銭面から確実に支援をしていく、こういう仕組みであるというふうにご考えておりますけれども、支給額について、震災復興復興のための財源の捻出というふうなことにいつてぎりぎりの判断だったというふうにご考えております。

政府といたしましては、この子ども手当の支給等の現金給付とあわせて、保育サービスの拡充、あるいはワーク・ライフ・バランスの実現など、子育て支援に係る総合的な政策を推進して子供の育ちを応援してまいりたい、このように考えております。

○高橋(千)委員 子供の貧困が今回の子ども手当の大きな動機であつたにもかかわらず、こうした政局やさまざまな大人の事情で子供たちを犠牲にするということがあつてはならないということを

指摘して、終わりたいと思います。

○牧委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

私は、民主党政権と連立をしております。ろ、子ども手当という、子供自身を給付の対象とする手当をつくるというところに積極的に賛成してきた立場ですので、きょうの審議をいろいろ承けても、民主党内、あるいは民主党と他党との関係で厳しいいろいろなことがありであったことは理解しながらも、やはりこの法案の行く末を大変案ずる立場から質問をさせていただきます。

先ほど、高橋委員と小宮山副大臣のやりとりの中で言われたことですので、今度は細川大臣に確認をしたいと思いますが、今度の法案は、「恒久的な子どもための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう」ということが特措法の趣旨となっておりまして、先ほどの小宮山副大臣の御答弁では、お手元にございます、民主党のおつくりになった「子ども手当と、もともとの児童手当の比較」というものがございますように、月額、三歳未満一万五千元、三歳から小学生は第一子、第二子一万円、第三子一万五千元、中学生一万円と、この額をベースにして、考え方は児童手当を改正していくということでしょうか。この二点、お願いします。

【委員長退席、郡委員長代理着席】

○細川国務大臣 三党の合意におきましては、子供に対する手当の制度のあり方、この制度上の措置というものは、子供のための現金給付については、上記の支給額等をもとにして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする、こういうことで、この支給額等につきましては、先ほど委員が言われました額をもとにして決めていく、こういうことになります。

○阿部委員 そういたしますと、これは大臣でも副大臣でも結構ですが、この民主党のつくられた児童手当との比較というところののつとて、ここには、年収九百六十万円のところ、所得制限

をまだかけていない場合の給付総額が二・二から二・三兆円という試算がありますが、もしも所得制限をかけた場合、この給付総額は幾らになりますでしょうか。お願いします。

○小宮山副大臣 これも、所要額についても三党で合意をしております、二・二から二・三兆円ということですので。

○阿部委員 今のは私への御答弁ではないですが、それは、所得制限をかけたところを何らか手当てするということがあるのかということですね。私の質問は、そうでない場合の総額はどのくらいですかということ、これは二・一兆円だそうです。

それから、もう一つ質問いたしますが、もともとの児童手当法、一番右の端ですね。ここでは、現金給付が一兆円と書かれておりますが、所得、住民税に係る年少扶養控除と、子育て世帯ということで特定扶養控除ということを考えますと、子供世帯を含めて子供たちに給付されていた、あるいは税額で引かれていたものの総計は幾らになりますでしょうか。

○小宮山副大臣 その控除を合わせますと二・一兆円です。

○阿部委員 私が何を言っているかというところ、所得制限をかけたら、結局前と同じ額を控除でやっているか給付でやっているかの差でしかないのですが、結局、パイ全体はふえていなくて、同じ子育て世帯内での分布を変えただけではないかということ、これを指摘したいと思つて、私は小宮山副大臣に今のような御質問をいたしました。

一枚めくつていただきますと、先ほど高橋委員が御指摘もありましたが、そもそも、今から二十四年の六月に至るまでの間も、一体幾らの所得層で実際の現金とあるいは減税分とがイコールになるのかというのをつくつていただきました。最初にいただいたのが、上の、八百万円のところ、マ

イナスが立つよという表でありました。しかし、これをよく精査してくださいとお願ひ申し上げましたら、一番下にございますように、

六百八十五万円のところ、既に、この秋からのつなぎ法案でも、従来の子ども手当ではなく児童手当と比べた場合、すなわち、さまざまな控除があつて現金給付があつてというものと比べた場合に、既に六百八十五万円の世帯でゼロになつてしまふというのか、そういう結果になるんですか。

これを来年の六月以降、すなわち住民税がなくなつちやたら、倒されたら、一体幾らの世帯からマイナスになるか。これはもう先ほどちょっと高橋委員が御指摘でありますが、厚生労働省としては、住民税の扶養控除もなくなり、そして先ほどの厚生労働大臣の御答弁で年齢ごとの区分で給付額を決定したとしても、幾らの世帯からマイナスが立ちましようか。

○小宮山副大臣 住民税の年少扶養控除が廃止となる場合を試算いたしますと、月額マイナス二千七百五十円となります。このため、三歳未満、三歳から小学生の実質手取り額が四百八十八万円、マイナスになると計算をしております。

○阿部委員 そうしますと、さつき高橋さんは五百万円というデータをお出しいただきましたが、先ほど小宮山さんの御答弁はマイナスが出る世帯には申しわけないとおつしやいましたが、一体マイナスの出る世帯はどのくらいなんですか、子育て世帯の中で占める比率は。年収五百万円くらいからもうマイナスが立つというお話でありました。それは一体、子育て世帯の中のどれくらいなのか。

専ら所得制限の話は、一千二百万とか一千万とか、まあ九百六十万でも、比較的中間所得より上の世帯について言われますが、この五百万円内外ということ、これを考えると、子育て世帯全体で見ると、どのくらいの子育て世帯で少なくとも現金給付ではマ

イナスが立つのでしょうか。

○小宮山副大臣 申しわけありませんが、どれぐらの世帯という計算は、今ございません。

です。それはさつき高橋さんが御指摘でありましたが、五百万、六百万、七百万、八百万、その世帯が非常に負担が加わつて、それは全体で見れば、自公時代の児童手当よりもさらに現金給付はマイナスが立ち、控除はなくなる。そうすると、一体この数年間何をしていたのか、私たちの政治は。日本で一番大事な対策は少子化問題であると認識して、みんな政治家はここに集っているわけですか。先ほどの御答弁では、それを現物給付の方でおつしやいましたが、やっぱり私は違うと思うんです。現金給付は所得再分配です、現物給付はやはり実質サービスで物事の考え方を整理していかなくやいけない。ちなみに、三枚目をおめくりいただきますと、これは、なかなか子育て世帯の年収というのはいないで、厚生労働省の方でおつくりいただいた男性のサラリーマン、そこでの年収分布を出していただきました。当然、五百万円までが一番多いわけでありまして。もしかして半数以上の世帯でマイナスが立つんじゃないかと危惧するわけですか。

ぜひこの法案の、私は、六カ月のつなぎですから、次に本格施行になるときに、今のままでは五百万より上の世帯から五百万円の下の世帯に移行したにすぎない、分配方式を変えたにすぎないことになつてしまつて、中間にある子育て世帯を本当に支援することになるのかどうか、懸念をいたします。

今回、私どもは、法案への態度は、ここで法案がなければもとの児童手当に戻つて混乱が多いというところにおいて賛成はいたしますけれども、果たして、先ほど大臣の御答弁の額で、いろいろな控除を倒してしまつてなくなつたら、子育て世帯のど真ん中がマイナスになりますよということ、これを厚労省としてはどう自覚しておられるかなんです。

細川大臣、御答弁を伺います。

○小宮山副大臣 私からちよつと一つだけ。ただし、五百万円の世帯では、中学生分が児童

手当の場合はなかったで、その部分はプラスになるということだけ申し上げたいと思います。

○阿部委員 それはちよつと違うんですね。十五歳まで合算するとやつぱりマイナスになります、これは計算をいたしましたから。またよく御検討ください。

五百万の世帯でも十二年あるんですね、十二歳まで。このマイナスを合算していくと、住民税を倒しちゃうとマイナス四十万になり、片っ方の児童手当の中学生がもらった分では十六万くらいしかふえないと、私の試算では思います。ですから、今、副大臣とはちよつと御意見が違いますけれども、また試算をしていただきまして、次の改正のときに。

それから、委員会室からお話のあった、だから控除も見直すんだというお話がありました、しかし、この法案を見ると、控除の見直しは高所得世帯のところしか言及されていないんですね。所得制限のかかる世帯の控除を見直していただいても、はつきり言って、今私が指摘した階層にはきかないんですよ。私が問題にしたのは、この法案には所得制限世帯以上しか税制の見直しと言及されていないということがあります。

そこで、総務省から政務官の逢坂さんに来ていただきまして、ありがとうございます。

私は子供の医者ですから、子育て世帯をずっと見てきて、年収にして五百万円前後、手取りではありませんよ、年収と呼ばれるところで五百万円前後から控除を全部外してしまつたら、実際、この次、この額でも現金としてはマイナスが立つというところは極めて深刻だと思っております。かつて三党の連立におりましたころ、住民税の扶養控除は外すべきではないと私は主張しました。影響が広過ぎるということと、実際にマイナスが出過ぎるということがあります。

政務官は、今私が申したことをお聞きになられて、どのように思われますか。お願いいたします。

○逢坂大臣政務官 ただいま阿部委員が指摘に

なつたような事実というのは、このままの仕組みでいくとあり得るものだというふうに認識をいたしております。

ただ、今回の年少扶養控除の議論でありますけれども、二十二年度の税制改正の議論の中におきまして、控除から手当へと考える方、あるいは子ども手当を導入するというところで浮上したものであります。その際に、住民税においても国税と同じ税体系の中で制度設計がされるのが妥当ではないか、あるいは自治体の側からも、国税と地方税、同じような仕組みにすべきではないかという要望があつた中で、今回の年少扶養控除というのは住民税にも適用するということになつておりますので、税制上の体系としては整合性がとれているものと認識をいたしております。

ただ、今後、税制の体系だけで、国民の皆様がどういう最終的な収入になるかというのは、税制だけではこれは議論できませんので、八月四日の「子どもに対する手当の制度のあり方についての三党合意に従つてこの内容というのは議論されるべきものである」と認識をいたしております。

○阿部委員 私も、今逢坂政務官のおっしゃつたとおりだと思つてですね。実際に子育て世帯の現金収入、手取りが減れば、やはり子供を育てるといふのは何だかんだでお金が必要なんだというのには、もう皆さんも重々おわかりだと思つて、せつかくこれだけ大騒ぎして、二年間たつてもとより悪くなつたやつたというのでは、余りにも私たちは政治にかかわつていない意味がないし、私自身は、何度も言いますが、子ども手当で、現金給付で充実して、御家庭ではなくて子供にということに賛成ですけれども、それでも、もし全体が児童手当をベースに戻すのであれば、ぜひ御検討をいただきたい。

それは、所得制限世帯以外の住民税の扶養控除、本当は所得税もそうですが、来年四月から始まるのは住民税ですので凍結ができますから、ぜひよろしくお考えいただきたいが、細川大臣、いかがでしょう。

○細川国務大臣 子供に対する手当の問題については、各党いろいろ考え方が違いがある、その中で子供の健やかな育ちを支援していく、こういう形で一体どうすればいいのかがということについて、これは三党合意でも、それまで本当に難しいところをいろいろと協議していただいて、ぎりぎりのところでこの合意が成立したものだということに承知をいたしております。

したがつて、その実績を踏まえまして、二十四年度からの制度についてもこれはまた話し合いによつて決めていく、こういうことになつておりますので、その際しっかりと検討をしていただくということがよろしいかと思つます。

○阿部委員 私は、もちろん三党が合意されたので、それは事実でありますから無視はいたしませんけれども、何度も指摘するように、子育て世帯内で所得再分配をしていくという考え方、これを言いたいんですね。もともと、社会が言つたのは、やはり全体のシステムの中で、子供を育てている世帯に給付していくという意思だつたと思つますから、そこをぜひよろしく願ひしたいと思つます。

続いて、養護施設の子供たちのことでお尋ねをいたしますが、これまでの議論の中でも、養護施設にいる子供たちが、実際には監護という言葉を使われてお手元には置いていない親御さんに行くというのはいかにも不都合であるということ、今回は施設の設置者に行くということになつたと思つます。一歩前進と思つますが、しかし、これには物理的に実際にやらねばならないことが多々ございまして。

一つは、子供の住民票は親のところにある場合が多いので、市町村ではそれを見て子ども手当を給付しますが、実際に施設にいれば、施設にいるということと市町村情報に流さなければいけません。このための取り組みがどうなされるのか。

お手元の新聞記事は、実は消えた子供たちと言われる子供たちですが、これは小学校入学以降で住民票はあるけれども学校には来ていないとい

う、すなわち実態と、子供がどこにいるのかわからなくて、住民票上はいるんだけども学籍簿には載らない子供たちが、何と、ことしは千八百八十三人いるということなのであります。

自治体が住民票で把握する能力の限界と、そして、本当に子供に対して給付をきちんと届けていきたいのであれば、社民党が連立時代に提案した子供台帳、子供一人一人の台帳を住民票とは別ににつくつてフォローしていただきたい、子供が消えちゃうときがあるわけですから。それくらいやらないと、今の時代、子供たちは守れないと思つます。

自治体支援と子供台帳について、母子手帳を渡しているんですから、そのときに市町村側も控えて持つて子供の台帳としていけばできることだと思つますが、いかがでしょう。

○小宮山副大臣 例えば児童虐待防止などにつきましては、子どもを守る地域ネットワークを設置しまして、それで進捗管理台帳ということを開関係機関で共有してやっているとというような例はございます。

ただ、全体の子供たちについて子供台帳ということ、やはり子供のプライバシーへのいろいろな影響を考えるとどうかなと、それから台帳作成の市町村の事務負担などということもあり、すぐに、はい、やりますという形にはなかなかない。

御意見も伺いながら、そういう子供の把握のできる方法をぜひ検討していきたいと思つていま

す。

○阿部委員 少なくとも、チルドレンファーストと言つた小宮山さんには申しわけないけれども、抜けちゃう、ざるのように抜け落ちていく子供がいるということに政治が最も力を入れなければ意味がありませんよ。本当にこのままでは、消えた高齢者というのがありますけれども、消えた子供たちが次々と出てまいります。政治主導でやつていただきたい。

最後に、お手元には、実は福島県の養護施設の

放射線量の高さを示したものであります。これは、会津戦争のころに孤児がたくさん生まれ、その孤児たちを何とか養護しようと思った女性がつくった福島市内の養護施設ですが、広大な緑の中にある分、実は、お手元に示しましたように、大変高い放射線のレベルを示してございます。

これを、実は園長が一カ所一カ所丹念にはかつて、だって、子供は二十四時間このスペースにいるわけですから、何とか子供たちの放射線被曝を軽減させたいと思ってやっておりますが、ここですら費用が生じてまいります。土の入れかえだけじゃなくて、木の剪定、何から何まで、こうしたことにかかる費用は、国と東電の責任において必ず全額やっていたらいいのです。ね、ということに、これは細川大臣、今、この施設ではどのくらい出るだろうか、基準額を算定されて、それではできないという、全部自分でやっております。膨大な尽力、手間暇です。こうしたことには、当然国が子供たちを守っていくんだという決意を示し、それを自治体にも知らせていただきたいと思います。お願いします、細川さん。これで終わります。

〔郡委員長代理退席、委員長着席〕
○細川国務大臣 児童福祉施設に係ります土壌の入れかえに係る財政支援につきましては、空間線量率が毎時一マイクロシーベルト以上を観測した場合には、災害復旧の枠組みで国庫補助を行うというようにいたしております。

この国庫補助につきましては、土壌の入れかえ方法等については費用が異なるということもありますので、補助単価などについてはあらかじめ設定するものではございませんで、土壌入れかえに実際に要した費用をもとにいたしまして補助を行うというようにいたしております。

○阿部委員 今の大臣の明確な御答弁を、各自治体に必ず伝えていただきたい。自治体から来る、養護施設にける情報基準単価のものを示されると、本当に手も足も出ないのです。それからもう一つ、厚労省としてぜひ独自にお

考えたいのですが、例えば三・八マイクロシーベルトを超えると、激甚法の指定になって国庫補助がふえます、除染について。しかし、この三・八というのは、学校とか保育園で、ある時間、限られた時間しかない場合の基準であります。ここは二十四時間、子供が過ごします。文科省の基準にのっとっていただければいいわけではないのです。やはり厚労省として、これだけの高い基準値があるということをお考えいただきたい。そして、もっと補助率を考えるなり、先ほど大臣がおっしゃいました、それは目安として全体が除染されるように積極的に取り組んでいただく、いかがでしょうか。

○細川国務大臣 いろいろと委員の方からは御指摘をいただいております。私どもとしては、やはり園児が健やかに育っていくということ、そして心配のないようにということも考えていかなければなりませんので、検討はさせていただきますと思います。

○阿部委員 今回でなく前回は、保育園の除染の問題を取り上げさせていただきました。校庭が一メートルで測定するのであれば、保育園は五十センチとか地表とか、もっと近いところで、子供の生活空間を見たところで測定をして対策をするということが必要になってきます。

私は、何度も申し上げますが、この間の厚労省の姿勢が、文科省基準をそのまま引張ってきてやっておられるのではないかと。しかし、それでは子供は守れない。年少なほど子供たちへの被害は大きいというのをきちんとお考えいただきたい。そして、厚労省は厚労省でちゃんと独自の取り組みをしていただきたいですが、この点はいかがでしょうか。しつこく済みませんが、お願いします。

○細川国務大臣 当然、幼稚園と保育所の場合、子供たちの年齢も違うということもございいます。そういう点も考慮して、厚生労働省としての考え方もしつかりやっていきたいというふうに思っております。

○阿部委員 年齢と生活時間が違うということ、

それから、そこにかかる費用をきちんと補助していただくことをお願い申し上げます。

そして最後に、この委員会へお願いですが、先ほど私と小宮山副大臣のやりとりの中で、もしも住民税の扶養控除まで外した場合に、一体どのくらいの世帯に影響が出るだろうかということですね。これを十五歳までというトータルの現金給付で考えても構いませんし、また、現物と合わせでの支援と考えると構いませんが、大事な点です。で、次回、この次の年度の始まるまでの早い時間にお答えをいただけるようお願い申し上げます。少し時間を余して私の質問を終わります。ありがとうございます。

○牧委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。時間も迫っておりますので、質問に入らせていただきます。と思います。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案、マニフェスト撤回と言われている民自公の合意に基づいて、子ども手当を事実上廃止して、児童手当法をベースとする新たな制度に修正をするということになった。これを踏まえて、先行的に今年度分の子ども手当の支給額等の見直しを行うというものであります。

今回の法案もそうですけども、基本的にこの民自公の三党合意がベースとなっておりますので、その点について政府の考え方を聞きたいというふうに思います。

そもそもこの合意は、政府として、厚労省としても、これに基づいて来年度に向けて子ども手当の見直しをしていく、こういう基本的な立場を共有しているということと間違いないかどうか、まず大臣に御答弁をいただければと思います。

○細川国務大臣 子供に対する給付について、せんだって三党合意が成立をいたしました。その合意に基づいて今回の特別措置法も御提案をさせていただいております。また、この特別措置法の中に、二十四年度からの子供に対する手当につい

ての法的な措置も記載をいたしておりますので、三党合意がそれによって実現をしていくということになると思います。

○柿澤委員 三党合意に基づいて今後の見直しも進めていくことになる、こういう理解でよろしいかと思っております。

八月四日の「子どもに対する手当の制度のあり方について」という三党合意の前身なんですけれども、今回、所得制限の導入が三党合意において明記をされて、今回の法案の附則にも盛り込まれています。合意文書においては、所得制限の基準について、夫婦と児童二人世帯で九百六十万程度、こういうふうになっているわけですね。

そのような所得制限をいかなる根拠において設定することになったのか、また、そもそも、なぜ所得制限というものを受けることになったのか、お伺いをしたいと思っております。

○細川国務大臣 具体的な三党間での議論、この詳細なやりとりについては私は存じておりませんが、子ども手当制度では、その支給対象であるゼロ歳から小学校修了までの子供のおおむね九割の者にこの手当が支給される水準として、所得制限というような基準が設定されたところだということに伺っております。具体的には、サラリーマンの専業主婦世帯で子供二人の場合では、年収八百六十万となっております。

一方、三党合意であります子供に対する手当につきましては、支給対象児童が中学生までも対象というふうには拡大をしております。仮に児童手当と同様な考え方であれば、ゼロ歳から中学校修了までの子供のおおむね九割の者に手当が支給される、そういう水準を試算いたしますと、サラリーマンの専業主婦世帯で子供二人の場合では、年収九百五十四万円になる、こういうことでございます。

こうした点を踏まえまして、三党合意では、所得制限の基準として年収九百六十万程度、夫婦と児童二人世帯とされたのではないかと、こういうふうに考えております。

○柿澤委員 今の話を伺っておりますと、基本的にすべての子育て世帯の九割程度が支給の対象になる、こういうことを強調されていたと思いますので、ある意味では、九割ということではほとんどの子育て世帯が支給の対象になる、こういうことで、すべての子供の育ちを社会で支える、こういう理念に九割方向とか適合しているんじゃないか、こういうことが受け入れた根拠ということになるんじゃないか。ちよつと、もう一度お伺いしたいと思います。

○小宮山副大臣 これも再三答弁を申し上げましたけれども、やはり、さまざまな、緊急にこの財源が必要という中で、三党でぎりぎりの合意を図った結果だというふうに思っています。その九割プラス所得制限の部分も、何回か申し上げているように、それは財政的な措置、税制的な措置をとりますので、何もしていないというわけではございませんから、すべての子供を対象にしていると言っていると思っています。

○柿澤委員 私は、これは、やはり一番最初に子ども手当を法案として審議した際に、最もいろいろ議論があり、なおかつ現政権の皆さんがこだわった部分だというふうに思いますので、やはりこれは大きな撤退だというふうに私は思っております。

子供の育ちを社会全体で支えると言ってきた、それで所得制限をかけるというのは、一見すればこれは、お金持ちの子供は支えませんが、こういうふうに通っているかのようにも感じられてしまう。そういう意味でいうと、私は、この子ども手当の制度の見直しに当たって、撤退をするならそこにはそれなりの論理的な根拠がなければならぬのではないかとこのように思います。

例えば、所得が比較的高額である人の家庭は、出産や育児に関して何が問題かというと、経済的な問題が一番ではない、こういうことが何か根拠として調査の結果わかったとか、こういうことがない限り、結果的に、その財政的な理由と、あと合意を結んだ他の政党の要求に応じて、一番こ

わってきたポイントを捨ててしまった、こういうふうになつてしまふのではないかとこのように思っています。

そうした意味で、所得制限をかけることが正当化されるそのための論理的根拠をどの程度、今回の合意を結ぶに当たって用意したのか、こういうことをもう一度お尋ねをしたいというふうに思います。

○小宮山副大臣 再三申し上げているように、やはり所得制限をかけるということは、三党のぎりぎりの調整の中のことだったということです。

それで、その根拠というのは、直接イコールで結びつくかどうかわかりませんが、所得階層別の調査としては、内閣府が平成二十年度に行いました少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査というのがございまして、それだと、経済的支援措置を望む人が、世帯収入にかかわらず、七割前後、保育などの子供を預かる事業の拡大を望んでいる割合は、世帯収入にかかわらず、約四割前後です。

また、その希望する経済的支援措置の内容を見ますと、世帯収入の低い階層ほど、児童手当の支給年齢の引き上げですとか、児童手当の金額の引き上げを望む傾向がありまして、世帯収入の高い階層ほど、多子世帯に対する所得税の減税とか、保育料等の必要経費の所得税の減税などを望む傾向があるという調査はございます。

いずれにしても、再三申し上げているように、現金給付、それから現物給付、ワーク・ライフ・バランス、いろいろなことをあわせて、しっかりと子供、子育てを応援していきたい。

国会の中でこれだけ子供のことを審議するようになったのは政権交代の後かと思っておりますので、ぜひ、今のような経済状況の中で、皆さんのお知恵もいただきながら、しっかりと支援をしていきたいと考えています。

○柿澤委員 今の御答弁ですと、子ども手当の制度が導入される前の調査であります、所得階層にかかわらず、経済的な問題、また現物給付的な

保育園の待機児童の問題、こうしたことを出産、育児における障害と感じている比率は余り変わらない、こういう話だったというふうに思います。

そうだとすると、なおさら、今回の見直しに当たって所得制限を課するということを受け入れる根拠が皆さんの側からはなくなってしまうのではないかと、結局これは、自民党さん、公明党さん、こうした児童手当をつくってきた側からの要求にある意味では屈して、こうした形で考え方を変えたということになるのではないかと思います。

さて、みんなの党は、結党以来の精神として、地域主権ということを主張しております。なぜか。住民生活にかかわる行政サービスは住民に近いところで判断して行うのが最適切かつ効率的な行政につながる、こういう基本的な考え方があるからであります。

では、子ども手当はどうか。国による一律の現金給付であり、さまざまなニーズを抱えた全国のこの自治体でも、どのようなニーズがあるかは捨象して、一万三千元、二万六千元、あるいは一万円、一万五千元、こういう現金を配る。ある意味でこれは、国がたくさん集めてたくさん配るといふ、これまでの中央集権的な国の政治の象徴とも言えるような施策だというふうに私は思っています。だから私たちは、この子ども手当、国による全国一律、金太郎あめ的な現金支給は反対をしているんです。

初めての子ども手当の支給根拠法となった、鳩山内閣当時の、平成二十二年度における子ども手当の法案の審議も私担当しましたが、そこで、印象に残る二つの言葉がありました。

一つは、自民党のあべ俊子先生の言葉で、国会の方では待機児童の話がいつも話題になります。私の地元では子供がおらぬので、保育園の人数が集まらないという問題があるときに待機児童の話で議論してしまうのは、全く地域のばらばらを見失っていることだと思ふのであります。

これは私にとつては非常に衝撃で、小宮山副大

臣も東京ですからおわかりをいただけたと思うんですが、私の地元も江東区で、豊洲とかでマンションがどんどん建つていまして、幾ら保育園を二十園、三十園つくつても、四百人、五百人の待機児童が毎年出てしまふ。住民の要望も大きくて、入れないから何とかしてくれ、こういうふうには言われるわけです。だから当然、子育て支援、少子化対策という、まず考えるのは待機児童の問題なんです。しかし、中国地方、岡山県です、あべ先生にとつてはそうではない。これは結構、私にとつては衝撃的な言葉でありました。

つまりは、事ほどさように、そもそも、子育て支援において何が必要か、地域によつてニーズがこれほどまでに違うということなんだというふうに思っています。

もう一つ、印象に残る言葉がありました。三重県松阪市の山中光茂市長、子ども手当を当初の二万六千円の満額支給をする、子ども手当支給分として国からお金をいただく、これは人口十七万人の松阪市で七十六億円、これは松阪市の個人市民税の税収に相当する額だということだ。これだけのお金があつたら、松阪市は毎年毎年無税地域を実現できる、市税は取らなくていい、こうなつちゃう。松阪市の保育園、四十ぐらいあるそうだけれども、保育園全部無料化しても、七十六億の一割、八億円でできる。給食費も、小中全部無料化するのも二億円でできる。こんな額を国から一律

手当で配れと言われるよりも、この半分の額でいいから、自治体が自由に使える金として交付してくれたら。給食費、医療費の無料化や放課後児童クラブ、地域の子育て支援センター、大概の地域の子育て政策の課題はこれによつて解決してしまふだろう、こういうふうにおつしやつてしました。

今回、もちろん一千万円、一千万円です。七十六億円とはいかないでしょうけれども、仮に三重県松阪市においてこの法案に沿つて給付を行うとすると、支給額、国、地方の負担額はそれぞれ年間ベースで幾らになるのか、お尋ねをしたいと

思います。

○小宮山副大臣 平成二十三年度の松阪市での給付につきまして、国に報告されている平成二十三年度の松阪市の子供の数をもとに試算をいたしますと、三重県と松阪市の地方負担額は平成二十二年度のつなぎ法の場合と変わらず、それぞれおよそ二億円、国費はつなぎ法の場合と比べ、およそ一億円減のおよそ十五億円となると考えています。

今回の特別措置法というのは、八月四日の三党合意を踏まえまして今国会中に法案を出す、提出するということで準備をしたものですが、地方とは、先ほど申し上げたように、細川大臣の方からお電話などをして対応してまいりましたし、来年度以降につきましても、また地方の御意見もしつかり伺っていきたい。

それで、先ほどおっしゃったように、ただ、地方によってもいろいろ御意見があつて、手当の給付は全国一律でやってくさいというところが地方の中でも非常に多いというふうに考えておりますので、その手当と、それから、地方が自由に使える地域の実情に応じた現物給付、いわゆるそういったものに対してどうするかということも、また各党の御意見も地方の御意見も伺いながら、次の制度設計のときに検討ができればと思っております。

○柿澤委員 見直した結果といえども、合わせて十七億ですか、現金支給。保育所整備にも小児医療の無料化にも充てることが許されない十七億円の現金支給が法律によつて松阪市に配れといつておいてくる、こういうことになるわけです。

今、小宮山副大臣がおっしゃられたように、現金給付だけでなく現物給付を、車の両輪だ、どちらもやるんですよ、こういうふうにおっしゃられました。確かに今回の法案は、地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金、こういうことがうたわれている。自由度の高い自治体のための交付金、これは非常にいいことだと思いますが、その規模が果たして幾らになるのか

ということですが、どのぐらいの規模を今想定しているのか、お尋ねを申し上げます。

○小宮山副大臣 これも先ほどからお答えしているように、地方への交付金は五百億円で、これまでの次世代からの組み替えということで、純増百四十億円ということですね。おっしゃる通りに、これをできれば規模を拡大してついで、地方が自由に使つていただけるお金がふやしていければいいというふうには考えています。

○柿澤委員 これは交付金規模は拡大していきないうという話ですけども、基本的にどのぐらい必要だという積算はどういう根拠に基づいて行われることになるのか、お尋ねしたいと思います。

○小宮山副大臣 それは、子ども・子育てビジョンで量的な拡大については五年の計画を考えております。現物について、それからあと、子ども・子育て新システムの中で多様な形のいろいろなものを考えておりますので、そうしたことをあわせて、今ここで金額をすぐ出すことはできませんが、かなり、これから子供の数がなくなつていくに従つて、現金給付よりも現物給付の財源の割合がふえていくことになるというふうに考えています。

○柿澤委員 今ここで全体像を出すことはできない、こういうお話でありましたけれども、しかし、どのぐらいの予算が今後子育て支援策として必要になるかということについては、現政権は既に一定の試算を持っているのではないですか。

平成二十二年度の子ども手当法案の審議と同時に並行で、内閣府の少子化対策担当から、子ども・子育てビジョン、先ほどおっしゃられたとおり、発表されています。これは、今後の子育て支援策の方向性として、保育所の整備等の現物給付を含めて、何をどのように進めていくのか、それを政府全体の方針として網羅的に書いたものです。

ここで四十項目程度の数値目標が掲げられていて、待機児童の解消に向けて、二〇一四年度までの五年間で認可保育所の定員を順次二十六万人

増、また、三歳児未満の保育サービス利用率を二四％から三五％へ、こういうことが書かれています。

ここで今後必要とされている予算規模というのは、今お手元に配付をさせていただいた資料をごらんいただくとわかりますが、追加の所要額としては年ベースで〇・七兆円。そして、〇・七兆円のその右側を見ていただくとわかりますが、平成二十一年度から二十六年までの必要費用累計額を見てみると、これは十兆円ということになっています。現政権が掲げる数値目標を達成するためには、すべてを合計すると十兆円ということになります。

これを満たせるような予算計上が果たしてできるのかという問題であります。どう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○小宮山副大臣 お示しいただきましたその十兆円というのは、平成二十一年度から二十六年の姿になつておりまして、これは五年間で平均して二兆円ということになります。お尋ねの平成二十二年及び平成二十三年の予算ベースの給付費の推計額は合計でおよそ四兆円ですので、順調に進んでいるというふうに考えています。

○柿澤委員 では、子ども・子育てビジョンにおいてさまざまな数値目標が掲げられておりますので、それに従つてお伺いをしていきたいと思ひます。

去年の子ども手当法案の質疑でも病児・病後児保育については取り上げさせていただきましたが、平成二十六年で延べ二百万人、こういう数値目標が掲げられています。それに向かつての進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○小宮山副大臣 現状では、病児・病後児保育については、平成二十二年で延べ三十九万人、認定こども園については、平成二十三年四月一日現在で七百六十二カ所、家庭の保育については、平成二十二年で〇・四万人となっております。

こうした事業につきましては、待機児童の解消を初め、子ども・子育て施策を総合的に推進しま

して、子供の育ちを支える観点から非常に重要なので、子ども・子育てビジョンの目標の達成に向けて着実に推進をしていきたいと考えています。

○柿澤委員 一つ一つ問うていこうと思つたんですが、お尋ねをまだしてないところまでお答えをいただいたので、逆にこちらから申し上げますけれども、認定こども園二カ所以上、平成二十四年度に、今七百カ所ですか。家庭の保育、平成二十六年度一・九万人というのが数値目標ですけども、現時点で〇・四万人、五分の一ぐらいですか。この数値目標、全然達成しそうでないんじゃないですか。

子ども・子育てビジョン、これは、まさに現物給付に必要な数量というのか、このぐらいがやはり子育てニーズを充足するには必要だろうということと、政府として試算をしたものであります。それが、年度目標の五年間の達成目標をこのまいくと全然達成しそうでないということになると、これは結果的に、やはり現金給付の施策を優先する余りに現物給付の施策が追いついていない、こういうことを事実上示していることになるのではないかと思います。御見解をお伺いしたいと思います。

○小宮山副大臣 平成二十三年予算では、子ども・子育てビジョンの目標達成に向けまして、内容面での充実を図っています。病児・病後児保育につきましては、看護師等が保護者の自宅へ訪問して一時的に保育する方法も新たに補助対象にする。また、認定こども園については、一定の要件を満たす保育所型、幼稚園型も新たに補助対象とする。家庭の保育については、待機児童解消「先取り」プロジェクトの具体的施策として盛り込まれました。複数の家庭の保育者が同一の場所で実施する形態も新たに補助対象とするなど、いろいろ工夫をしてきているところでです。

ただ、おっしゃりたいのは、全体に財源が足りないだろうということだと思いますので、それについては、またこれから御審議をいただく子ども・子育て新システムの中で、全体、社会保障と

税の改革の中で、税制改正で〇・七兆円、ほかも含めて一兆円という額をとっております。それがあればこの子ども・子育てビジョンの量的な拡大プラス質的な拡充もできるかと思っておりますので、ぜひまたこの点についても各党の御意見も伺いながら、子供たちを応援するということは皆さん同意していただけることだと思いますので、財源がない中でやり方を工夫できればと思っております。

○柿澤委員 では、お伺いをいたしますが、この子ども・子育てビジョン、保育所の整備についても、病児・病後児保育、認定こども園、家庭的保育、何でもいいですけども、とにかく、ここに書いてある子育て支援策の具体的な現物給付のメニューというのは、これはほとんど自治体が行う政策であります。自治体が行う政策を国が数値目標を決めて達成しようとする、この場合、国から自治体の施策を推進するためのきちんとした裏づけがなければ、これは自治体に行ってくださいといつて丸投げしているのと同じことになる。どういう裏づけが子ども・子育てビジョンの数値目標の達成において、国においてあるんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○和田大臣政務官 柿澤委員にお答えいたします。今おっしゃっていただいたように、子ども・子育てビジョンに書かれておりますそれぞれの目標について、地方自治体の方に御実施いただくものがかなり多くあるということは御指摘のとおりだと思います。

先ほど来御議論いただいているように、その中でも国が財源措置を講じながら地方自治体を実施していただくべきものにつきましては、全力を挙げて財源措置を講じていくということを、内閣府は一つのコーディネーター役だというふうに認識いたしておりますが、厚生労働省さん、文科省さんを初め、しっかりと予算をとっていただくよう要請をしていきたいと思っております。

また、それ以外にも、項目を見ていただきます

と、民間団体などが実施していただければそれなりに財源措置が、要するにできるだけ小さくおさまる中で達成できる目標もございしますので、そうしたところに対する誘導策として、ある地域ではこんな事例が実施できて効果が上がっていますというご紹介させていただく、こんなことも考えております。

各項目がどんな内訳にせよ、到達目標まで達することが我々としては責務だと考えておりますので、毎年毎年子ども・子育て白書などを取りまとめていく際に、項目についての達成度、進捗状況などをしっかりと把握して、それぞれの所管省庁にその実施についてしっかりと要請していきたいというふうに考えています。

○柿澤委員 今の御答弁を聞いて自治体の方々が、子育て支援策、国がしっかりと面倒見てくれるからこの数値目標の達成に向けて頑張ろう、こういう気持ちになれるでしょうか。

現実には、子育て支援策、いろいろやりたいことが自治体はあるんです。あるけれども、しかし、その財源の裏づけが自治体もなければ、国の十分な裏づけも用意をされていない。先ほど申し上げたとおりです。その一方で、現金給付の政策は国が法律で決めて、二兆円という大きなお金を地方におろしてくる。そして、それをそのまま子育て世帯に現金で配りなさいというふうに指示をしてくる。これが私はおかしいのではないかとこのうふうに申し上げているんです。

もちろん、子育て世帯に対する現金給付を私は政策として一概に否定しているわけではありませぬ。そういう選択をする自治体があってもいいと思います。それに使えるお金があつて、首長や議会や住民がそのように判断すれば私はいいと思います。しかし、この有限な財源を使つて、しかも地域が求める子育て支援策の財源の場合によつては圧迫している、そういう可能性もはらみながら、国の法律による一律の現金給付を地域にやれというの、それは地域のことは地域が決めて行うという、まさに地域主権の考え方に全く反して

いるのではないかとこのうふうに思うんです。

来年少予定されている子供に対する手当の制度の抜本的見直しに当たっては、全国一律の現金給付はもうやめて、財源ごと自治体に任せて、自主的、自律的に決める子育て支援策に使つてもらふ、こういう考え方を持たせたいというふうに思います。そのような修正案を私たちは今回も出します。来年の通常国会にはこのような考え方で対応案を改めて出させていきたいというふうに思っております。

このようなやり方こそが、地域主権を一丁目一番地といいながら、同じく一丁目一番地というチルドレンファーストのために、国による一律の現金給付の押しつけという真つ向から地域主権に反するような政策を同時に行うようなコンフリクトを避けることにもなるというふうに思います。これは、一丁目一番地で迷子にならないための方法だと私は思います。

今回、半年間限定のつなぎ法案ですから、最終的に修正案が場合によつて否決された場合でも、大混乱を避けるために賛成はさせていただきたいと思いますが、今後、私たちが今申し上げたような、現金給付を国が一律で地方に押しつけるのではなくて、それだけの財源をしっかりと地方に回して、そして自主的、自律的、効果的に使つてもらふ、こういう考え方を持たせたいというふうに思います。

大臣の御答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○細川国務大臣 今回、この特措法案を提案させていただいておりますのは、先般の三党合意の内容に沿つて提案をさせていただいております。

また、その法案の中には、附則の中で、二十四年度以降の子供に対する手当についても規定をいたしております。三党合意に沿つた二十四年度以降の子供に対する手当の法制化も予定をされているところでございます。

委員が御指摘のような、現金給付と現物給付のバランスの問題、あるいはまた地方が自由に使える

交付金、このようなことも私どもとしてもいろいろと考えているわけでありまして、委員が言われるような、一挙にそんなことにはなかなか難しいと思いますけれども、地方が自由に使える交付金などについてはしっかりと充実をさせていきたい、このように考えているところでございます。

○柿澤委員 五百億対二兆円ですから、私は、これはチルドレンファーストではなくて、事実上子ども手当ファーストになつてしまつていて、こういう状況ではないかというふうに思います。それだけ申し上げまして、質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○牧委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○牧委員長 この際、本案に対し、柿澤未途君から、みんなの党提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。柿澤未途君。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○柿澤委員 ただいま議題となりました平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、提出者のみんなの党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

民主党政権で創設された子ども手当は、国の一方的な決定で全国一律で何兆円もの現金支給を行う、地方分権、地域主権を否定するものであると私たちみんなの党は考えております。

民主党、自民党、公明党は、かかる重要案件を公開の議論もせずに三党間だけで合意したことを、政府の提出法案としてそれぞれ適切な見直しを行った、こういうふうには言っておりませんが、地方の協力を得ずしては給付さえままならぬこの制

度について、地方の意見も聞くことなく、全国一律の現金給付を続けることには何の正当性もありません。しかも、本法案が成立することによって増大する事務負担を担うのは、何の意見を述べる機会も与えられなかった市町村や都道府県であります。

そのような理不尽を正し、貴重な財源を地方に交付することによって、地方公共団体が自主性、自立性を持って子育て支援を行うことができるようにするため、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、次のとおりであります。

第一に、題名を、子育て支援に関する地域の自主性及び自立性を高めるための児童手当法を廃止する等の法律とすること。

第二に、児童手当法を廃止すること。

第三に、政府は、平成二十三年度において、市区町村または都道府県に対し、児童を養育する者に対する金銭の給付その他の子育て支援のために市区町村または都道府県が実施する事業に要する経費に充てため、政令で定めるところにより、交付金を交付すること。

第四に、政府は、平成二十四年度以降において地方公共団体が十分な自主財源を用いて子育て支援に関する施策を講ずることができるようになるため、地方消費税の税率を引き上げることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、消費税と地方消費税を合わせた納税者の負担は増大させないものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○牧委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○牧委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、平成二十三年度における子ども手当

第一類第七号

厚生労働委員会議録第二十六号

平成二十三年八月二十三日

の支給等に関する特別措置法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、柿澤未途君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○牧委員長 起立多数。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○牧委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○牧委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 子ども手当の支給(第四条―第十六条)
- 第三章 費用(第十七条―第十八条)
- 第四章 児童手当法との関係(第十九条―第二十二條)
- 第五章 交付金の交付(第二十三条)

第六章 雑則(第二十四条―第三十七条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐむ状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どもための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(受給者の責務)

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者又は同法第六条の三第一項に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されている子ども(厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。)
- 二 児童福祉法第二十四条の二第二項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設若しくは同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設(以下この号において「知的障害児施設等」という。)に入所している子ども又は同項第三号若しくは同法第二十七条の二第二項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設(以下この号において「乳児院等」という。)に入所している子ども(当該知的障害児施設等及び乳児院等(以下「児童福祉施設」という。)に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。)

定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設若しくは同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設(以下この号において「知的障害児施設等」という。)に入所している子ども又は同項第三号若しくは同法第二十七条の二第二項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設(以下この号において「乳児院等」という。)に入所している子ども(当該知的障害児施設等及び乳児院等(以下「児童福祉施設」という。)に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。)

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは附則第二十一条第一項の規定により介護給付費等(同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。)の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者自立支援法第五十二条第二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)、障害者自立支援法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。又はそのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を

いう。以下同じ。)に入所している子ども(当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設以下「救護施設」という。若しくは同条第三項に規定する更生施設以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

第二章 子ども手当の支給

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 次のイ又はロに掲げる子ども(以下「支給要件子ども」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども(施設入所等子どもを除く。以下この条及び次条において「中学校修了前の子ども」という。)

ロ 中学校修了前の子どもを含む二人以上の子ども(施設入所等子どもを除く。)

二 日本国内に住する有しない父母等がその生計を維持している支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生

計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件子どもが生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住するもの(当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。以下「父母指定者」という。)

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住するもの

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども(以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設(以下「児童福祉施設等」という。)の設置者

2 前項第一号又は第二号の場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもを生計を維持する程度の高齢者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合(当該いずれかの者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者とは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。)

第五条 子ども手当は、月を単位として支給する

ものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる子ども手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 子ども手当(中学校修了前の子どもに係る部分に限る。)

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども(施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号において同じ。)、三歳以上の子ども(月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。第十

八条第一項第四号及び第五号において同じ。)であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者施設入所等子どもを除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。)

又又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者施設入所等子どもを除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。)

(1) 三歳に満たない子ども(施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号において同じ。)

(2) 三歳に満たない子ども(施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。第十

八条第一項第四号及び第五号において同じ。)であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者施設入所等子どもを除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。)

又又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者施設入所等子どもを除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。)

じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の子どもを乗じて得た額とを合算した額

(iii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもを乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもを乗じて得た額から一万円を控除して得た額とを合算した額

(2) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件子どもが三歳に満たない子ども又は小学校修了後中学校修了前の子どもである場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもを乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもを乗じて得た額とを合算した額

(ii) 当該支給要件子どもが三歳以上小学校修了前の子どもである場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもを乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもを乗じて得た額とを合算した額

(3) 当該小学校修了後中学校修了前の子どもが二人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもを乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもを乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもを乗じて得た額を合算した額

ロ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給

要件子どものうちに十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもがいる場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども、三歳以上小学校修了前の子ども又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもである場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千元を控除して得た額(当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいらない場合には、零とする。)とを合算した額

(ii) 当該支給要件子どものうちに小学校修了後中学校修了前の子どもがいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(2) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

二 子ども手当(中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。) 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。)の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等子ども(月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。)であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額

第六条 子ども手当の支給要件に該当する者(第四條第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 子ども手当の支給要件に該当する者(第四條第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

1 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

二 里親 当該里親の住所地の市町村長

三 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所(施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、児童福祉施設等の設置者である場合にあっては当該児童

福祉施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、また前二項と同様とする。

(支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者(以下「受給資格者」という。)に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十四年三月(同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合)には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月(で終わる)。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 子ども手当は、平成二十四年二月に前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(子ども手当の額の改定)

第八条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十二條第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員に質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第三十一條の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子ども手当)

第十一条 子ども手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が監護していた十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども(以下「中学校修了前の子ども」という。)であつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

2 中学校修了前の施設入所等子どもが第三條第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所していた児童福祉施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子ども手当(当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該子ども手当の支給があつたものとみなす。

(支払の調整)

第十二条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)

二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。)

は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十六条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。又はその委任を受けた者	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者)
--	---

2 第六条第三項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第六条第一項の認定を受けた者については、第七条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認

定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

(子ども手当の支給に要する費用の負担)

第十七条 子ども手当の支給に要する費用(第二十条第一項から第六項までの規定に基づき児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定に

より支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。)については、国が負担する。

2 次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

3 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(市町村に対する交付)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者(児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。)のうち三歳に満たない子ども(月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。)であつて特定施設入所等子ども(父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。以下同じ。)でないものがあるものに對する費用(当該三歳に満たない子どもであつて特定施設入所等子どもでないものに係る子ども手当の額に係る部分に限る。) 十五分の十三

二 被用者等でない者(被用者又は公務員(施設等受給資格者である公務員を除く。)でない者をいう。以下同じ。)であつて三歳に満たない子ども(特定施設入所等子どもを除く。)がいるものに對する費用(当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。) 九分の五

三 三歳に満たない特定施設入所等子ども(月の初日に生まれた特定施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない特定施設入所等子どもとする。以下この号において「三歳未満特定施設入所等子ども」という。)がいる者に對する費用(当該三歳未満特定施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。) 十分の十

四 三歳以上の子どもであつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの(以下「三歳以上小学校修了前の子ども」という。)がいる者に對する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限り、次号から第八号までに掲げる費用を除く。) 三分の二

五 その者に係る三歳以上の子ども(施設入所等子どもを除く。)が全て三歳以上小学校修了前の子どもであり、かつ、当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる者に對する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもから二を控除して得た数に一万五千円を乗じて得た額に係る部分に限る。) 九分の五

六 三歳以上小学校修了前の子ども(施設入所等子どもを除く。)が二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子ども(施設入所等子どもを除く。次号において「小学校修了後高等学校修了前の子ども」という。)が一入る者に對する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもから一を控除して得た数に一万五千円を乗じて得た額に係る部分に限る。) 九分の五

七 三歳以上小学校修了前の子ども(施設入所

等子どもを除く。)が一人以上あり、かつ、小学校修了後高等学校修了前の子どもが二人以上いる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもに数に一万五千円を乗じて得た額に係る部分に限る。) 九分の五

八 三歳以上の特定施設入所等子ども(月の初日に生まれた特定施設入所等子どもについて、出生の日から三年を経過した特定施設入所等子どもとする。)であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの(以下この号において「三歳以上小学校修了前特定施設入所等子ども」という。)がいる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前特定施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。) 十分の十

九 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの(以下この号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。)がいる者に対する費用(当該小学校修了後中学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。) 十分の十

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付する。

第四章 児童手当法との関係
(児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識)

第十九条 第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、第二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

(受給資格者における児童手当法の適用)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十六号

第二十条 一般受給資格者のうち児童手当法第六

条第一項に規定する受給資格者(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額(同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の児童手当の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十四条まで、第二十三条(第二項を除く。)、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

2 一般受給資格者のうち児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特別給付受給資格者(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしないならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

3 特定一般受給資格者(第四条第三項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当することとなる父又は母として一般受給資格者、支給要件子どもの生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同号に掲げる者に該当することとなる未成年後見人として一般受給資格者及び支給要件子どもと生計を同じくすることにより当該支給要件子どもと生計を同じくすることによる

り同項第二号に掲げる者に該当することとなる父母指定者としての一般受給資格者をいう。以下この項及び次項において同じ。)に支給する子ども手当(当該特定一般受給資格者に係る支給要件子どものうち中学校修了前の子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条(第四項を除く。)、第二十条から第二十四条まで、第二十三条(第二項を除く。)、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

4 特定一般受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特別給付受給資格者であるとしたならば同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額に相当する部分を、同法の規定により支給する同項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

5 施設等受給資格者に支給する子ども手当(特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当(特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。)の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条(第三項及び第四項を除く。)、第

二十条から第二十二條まで、第二十三條(第二項を除く。)、第二十四條から第二十五條まで及び第三十條の規定を適用する。

6 施設等受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち五千円に当該施設等受給資格者に係る三歳以上小学校修了前の子ども(特定施設入所等子どもを除く施設入所等子どもに限る。)の数を乗じて得た額に相当する部分を、児童手当法の規定により支給する同法附則第七条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三十條並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

7 公務員である施設等受給資格者に対する前二項の規定の適用については、当該施設等受給資格者を前二項の規定により適用する児童手当法第十八条第二項及び同法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項に規定する公務員でない者とみなす。

8 前各項の場合において、児童手当法の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例)

第二十一条 児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特別給付受給資格者若しくは同法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者(以下この条において「児童手当等受給資格者」という。)に対する、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

(児童育成事業の特例)

第二十二條 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)による子ども手当」とする。

第五章 交付金の交付

第二十三條 政府は、子ども手当の支給と相まって、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、政令で定めるところにより、交付金を交付する。

一 保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第八条第一項に規定する市町村行動計画に基づく措置の実施に要する経費
三 前二号に掲げる経費のほか、子ども及び子育て家庭の支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

第六章 雑則

(子ども手当に係る寄附)

第二十四條 受給資格者が、子ども及び子育て家庭を支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、子ども及び子育て家庭を支援するために使用しなければならない。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十五條 市町村長は、受給資格者が、子ども

手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第十一條第二項に規定する学校給食費(次項において「学校給食費」という。)その他の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用(同法第五十一条第三号又は第四号に係るものに限る。次条において「保育料」という。)のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第四項に規定する保育料その他これらに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該子ども手当(同項の申出に係る部分に限る。)の支給があつたものとみなす。

第二十六條 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により保育料を徴収する場合において、第六条の規定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収するこ

とができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収(以下この項において「特別徴収」という。)の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者(以下この項において「特別徴収対象者」という。)に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

(施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い)

第二十七條 市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る児童福祉施設等に入所している中学校修了前の施設入所等子どもに対し子ども手当を支払ふこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができ、この場合において、当該施設等受給資格者に対し当該子ども手当の支給があつたものとみなす。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該子ども手当の支給があつたものとみなす。

(時効)

第二十八條 子ども手当の支給を受ける権利及び第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第十三条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第二十九條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十條 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第三十一條 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(第十六条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の規定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第三十二條 市町村長は、必要があるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十三條 市町村長は、子ども手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、第六条(第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

る。

(報告等)

第三十四条 第十六条第一項の規定によつて読み替へられる第六条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子ども手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることが出来る。

(事務の区分)

第三十五条 この法律(第二十四条から第二十七条まで及び前条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六条第一項の規定により読み替へられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第三十七条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成二十四年度以降の恒久的な子どもための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、全国的連合組織(地方自治法第二百六十三條の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得るよう努めるものとする。

2 前項の法制上の措置を講ずるに当たつては、当該給付を受けようとする者の所得の額が一定の基準を超える場合に当該給付を制限する措置について、当該基準について検討を加えた上で、平成二十四年六月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

(子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置)
第三条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年三月三十一日までの間に第六條第一項(第十六條第一項において読み替へて適用する場合を含む。)又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、第七條第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において現に子ども手当の支給要件に該当している者 施行日の属する月
二 施行日から平成二十四年二月二十九日まで間に子ども手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、第四條第三項の規定が適用されることにより同條第一項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母 その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

する月の翌月

三 施行日から平成二十四年二月二十九日まで間に子ども手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第四條第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなつたことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた者 その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

第四条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年三月三十一日までの間に第八條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に当該中学校修了前の子どもと同居することとなつたことにより子ども手当の額が増額することとなるに至つたもの その者が当該中学校修了前の子どもと同居することとなつた日の属する月の翌月

二 施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に未成年後見人、父母指定者又は第四條第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなつたことにより子ども手当の額が増額することとなるに至つた者 その者が当該中学校修了前の子どもを養育することとなつた日の属する月の翌月

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第二条中障害者自立支援法第五条の改正規定の施行の日(次条において「障害者自立支援法第五条施行日」という。)から平成

二十四年三月三十一日までの間における第三條第三項第三号の規定の適用については、同号中「第五條第十二項」とあるのは、「第五條第十三項」とする。

(調整規定)

第六条 施行日が障害者自立支援法第五条施行日以後である場合には、前条中「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すための間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第二条中障害者自立支援法第五条の改正規定の施行の日(次条において「障害者自立支援法第五条施行日」という。）」とあるのは、「施行日」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一條の二の見出しを削り、同條の前に見出しとして「(年金特別会計における子ども手当に関する経理)」を付し、同條の次に次の一條を加える。

第三十一條の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八條、第百十條、第百十一條第六項及び第七項、第百十二條、第百十三條第四項、第百十七條、第百十八條、第百十九條、第百二十四條第二項、第百二十一條並びに第百二十三條第一項及び第四項の規定の適用については、第百八條中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)」による子ども手当」と、第百十條中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十一條第六項中「児童手当勘定」と

とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百三十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に關する事務の執行に要する費用」と、第百二十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と

定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

(健康保険法の一部改正)

第八条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の三を附則第八条の四とし、附則第八条の二の次に次の一条を加える。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十

条」とあるのは、「第二十條(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

(船員保険法の一部改正)

第九条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の次に次の一条を加える。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第二十條(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中「(平成二十二年法律第十九号)の下に」又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第十二條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六條の三第三項第二号中「この条の」を「第十條第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に、「基準財政収入額」を「同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額」に改め、同条第四項中「この条」を「第十條

年法律第 号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十條第一項の拠出金に関する第百九条の規定の適用については、同条中「第二十條第一項」とあるのは、「第二十條第一項(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条」に、「基準財政収入額」を「第十條第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條を次のように改める。

(平成二十三年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例)

第八条 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第七條第十一号の二、第二十九條の二及び第三十一條第三項の規定の適用については、同号中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童

第二条第二項中「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給特別措置法」に改める。

第三条第一項中「平成二十二年子ども手当支

口 平成二十三年年度後期都道府県児童手当
及び子ども手当特例交付金総額を総務省
子ども手当負担対象の子どもの数で按分
した額

六 平成二十三年度後期子ども手当負担対象
 の子ども数 平成二十三年度子ども手当
 支給特別措置法第三条第一項に規定する子
 どものうち平成二十三年度子ども手当支給
 特別措置法の規定による子ども手当の支給
 に伴う地方公共団体の負担の増大に係るも

もの数で按分した額

二 調整対象外市町村 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年年度前期調整対象外市町村
児童手当及び子ども手当特例交付金総額
を総務省令で定めるところにより各調整
対象外市町村の平成二十三年度前期子ど

他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）」とする。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第二十条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に係る特例）

第五条 平成二十三年十月二日から平成二十四年三月三十一日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法」とあるのは「昭和四十六年法律第七十三号」第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）」第六條第一項」と、「受けているもの」とある

るのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）とあるのは「同法の規定による子ども手当」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「同法第七条第一項」とあるのは「同項」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第二十一条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十 条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

（日本年金機構法の一部改正）

第二十二條 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第七十六条を附則第七十七条とし、附則第七十五条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

第七十六条 機構が、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）

第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項及び第二十八條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六條第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十七條第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二條第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同条第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二條第八項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十

二条第八項」と、第四十八條第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第二十三条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二百二条の見出しを「（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法等の拠出金の免除の特例）」に改め、同条中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下この条において「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項を含む。）」に、「同条第二項」を「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項を含む。）」に、「同条第一項」を「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項」に改め、同条各号中「平成二十

三年十一月」を「平成二十四年三月」に、「同年十月」を「同年二月」に改める。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どもための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、中学校修了前の子どもを養育している者に対し、三歳未満の子どもには一人につき月額一万五千円の、三歳以上小学校修了前の子どもには一人につき月額一万円の、当該子どもが三人目以降の子どもである場合には一人につき月額一万五千円の、小学校修了後中学校修了前の子どもには一人につき月額一万円の子どもも手当を支給する等、平成二十三年度における子ども手当の支給について必要な事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案に対する修正案

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案の全部を次のように修正する。

子育て支援に関する地域の自主性及び自立性を高めるための児童手当法を廃止する等の法律

（趣旨）

第一条 この法律は、子育て支援に関し必要な施策が地域によつて多様であることを踏まえ、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当制度及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当制度がいずれも一律の金銭の給付を地方公共団体に義務付けるものであること、並びに地方公共団体が自主性

及び自立性を十分に發揮して子育て支援を行うことができるようにすることが必要であることに鑑み、児童手当法の廃止等について定めるものとする。

(児童手当法の廃止)

第二条 児童手当法は、廃止する。

(交付金の交付)

第三条 政府は、平成二十三年度において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県に対し、児童を養育する者に対する金銭の給付その他の子育て支援のために市町村又は都道府県が実施する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、交付金を交付する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成二十四年度以降において地方公共団体が十分な自主財源を確保して子育て支援に関する施策を講ずることができるようにするため、地方消費税の税率を引き上げることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、消費税と地方消費税を合わせた国民の負担は、増大させないものとする。

(経過措置)

第三条 第二条の規定の施行に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

(関係法律の整備)

第四条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。